

天宥の生涯－活躍と悲運のものがたり

第一節 天宥自らの建立碑 第二節 天宥に対する供養・顕彰碑 第三節 （東京都）新島との関わり 第四節 天宥の功績 第五節 天宥に関わる歴史年表	天宥の生涯（本体）
「天宥の生涯（本体）」を踏まえた補完的関連 【補完－1／天宥の年紀】 【補完－2／芭蕉の天宥追悼文】 【補完－3／松尾芭蕉像】 【補完－4／金胎の配置】 【補完－5／「天空石橋」命名のこと】 【補完－6／旧暦と方位と陰陽】 【補完－7／60cm ほどの直方体墓石】 【参考－1／出羽三山史に対する気づき】 【参考－2／西川町資料に対する気づき】 【参考－3／秘するだけでは人は動かない】	天宥の生涯（付帯）
【 むすびの所感 】	天宥の生涯（結語）

私の実体験を通した記録を主眼とし、関連資料を若干付加したものにとどまる。
したがって、私の覚書という程度のものである。

山形市内在住の大沼香

「高・清フレンドリー古道」域内の史跡調査に着手して以来、五年目に入った。ひとまずの集大成をどのように形にすべきか、自問自答を重ねる中で浮かび上がってきた人物が、「天宥」である。また、本域最大の謎ともいえるべき「天空^{しやつきよう}石橋」について、その名付けの根拠をあらためて考えるとき、羽黒山中興の祖である天宥の「天」と、湯殿山開祖とされる空海の「空」とを重ねた理由も、次第に明瞭になってきた。そこで本稿では、天宥の事蹟を取り上げることとする。

羽黒山中興の祖としての天宥の名と、その主な功績については以前から承知していた。しかし、その生涯の実相について、知り得ていたことは決して多くなかった。

本稿をまとめるに当たっては、『西川町の指定文化財』、『出羽三山』第81号所収「祭事報告一十月二十四日 天宥社祭」、『天宥さん物語り』、『新島歴史散歩』、鶴岡市議会事務局『市政概要』、出羽三山神社・羽黒町観光協会、および、いでは文化記念館の公開情報（HP等）等を参考にした。出羽三山神社発刊の資料や先行研究において、すでに相応の蓄積があり、本稿は、これらの資料を単になぞるものではない。私なりの切り口から天宥の姿をたどろうとするものである。

もっとも、今回のことの発端は、決して大仰なものではない。「岩根沢三山神社境内」の墓石群の中で、ある日、素敵な絵柄が刻まれた一基の墓石に出会ったことである。その小さな出会いが、やがて天宥という人物の波乱に満ちた生涯へと、私の目を向けさせることになった。

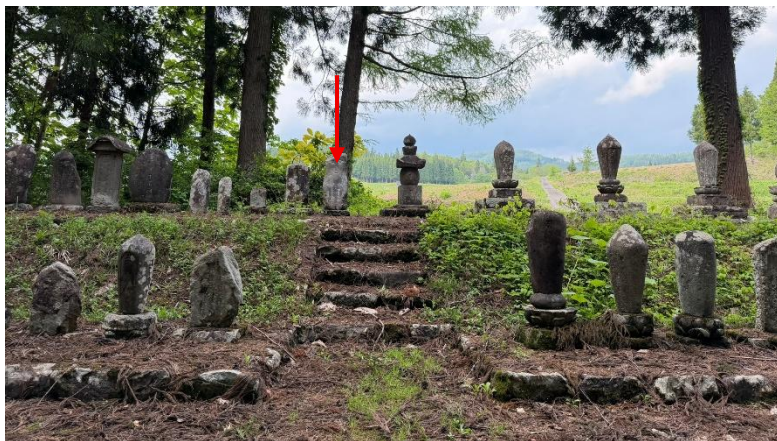
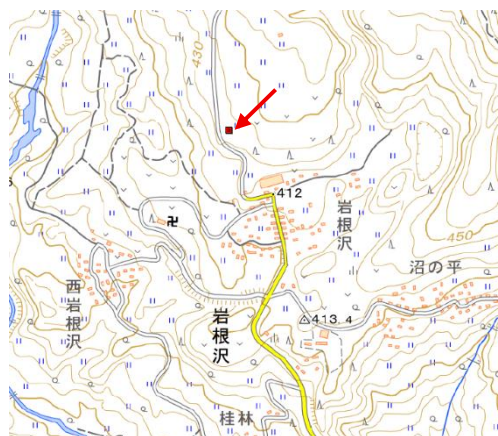
第一節 天宥自らの建立碑

1. 両親に対する敬慕

（1）岩根沢に所在する墓石

場所と周辺の状況は図－1のとおりである。側面と背面には刻字なし。

岩根沢に所在する天宥「両親」の供養塔



図－1

正面および刻銘は次頁図－2のとおりである。天宥は、書や絵画等の文芸にも秀でた才能を有していたと伝えられる。本塔の頭部には、胎藏界大日如来および金剛界大日如来を表す梵字が対比的に配され、それぞれ雲上に乗せられている。その下部には、宝珠五個を山形に連ねた天蓋状の意匠が彫られている。



梵字「ア」

胎藏界大日如来

寛永十八月

旭秀大姉

花栄居士

法界平等利益

金剛界大日如来

梵字「バン」

図- 2

さらにその下には、地藏菩薩像に類似する仏像が雲上に表され、2体とも西から東に向く構図を成しているようにも見える。これは浄土界からの亡者救済の来臨を思わせる。また、戒名の下部意匠は、蓮の（花ではなく）実を模したものと推察される。なお、梵字と戒名の配置対応では、母に胎蔵界、父に金剛界が配されている。

さて、問題は、図－3に示す「寛永十八月」の読み方である。まず確認すべきは、最下部の文字が、他者の見解を含めても「月」と判読される点である。したがって、これを単純に「寛永十八年」（1641年）と読むには無理が残る。

私は、暦法上「十八月」は存在しないことから、本刻銘を「寛永十年八月」（1633年）の省略形、あるいは圧縮表記として読むのが妥当であると考えている。すなわち、「寛永十」の後に本来置かれるべき「年」字が省略され、「八月」と続いたものと見る解釈である。

なお、寛永十年の干支は癸酉（みずのととり）、十八年は辛巳（かのとみ）となる。

一方で、「寛永十八年」と読む見解もある。また、天宥の母が月待信仰に熱心であったという伝承を踏まえ、「十八夜月」と関係づけて読む可能性も指摘されている。しかし、十八夜信仰を示すのであれば、一般には「十八夜」「十八夜供養」「月待」「十八夜念仏」「十八夜講」など、信仰名・講名・供養名として刻まれるのが自然である。年号に続けて「十八月」と刻む形は、年紀表記として読まれる以上、十八夜月信仰を直接示すものと見るには慎重であるべきである。

また、本刻銘では「月」字の右下部が欠損している。私は、当初から石材がこのような欠損を伴っていた可能性を考えている。その場合、刻字者は「寛永十」の直後に「年」字を刻む余地を十分に得られず、やむを得ずこれを省略し、「八月」と続けた可能性がある。ただし、この解釈に対しては、「それならば、そもそも書き出し位置をもっと上に取れば、『年』字を入れる余地は確保できたはずではないか」という反論も成り立つ。

したがって、現段階で真相を断定することは避けるべきである。しかし、最下部の字が「月」であること、暦法上「十八月」が成立しないこと、さらに「十八夜月」説には刻銘文法上の不自然さが残ることを総合すれば、本刻銘は「寛永十八年」ではなく、「寛永十年八月」と読む可能性が最も理に適う。少なくとも、「寛永十八年」とする従来理解については、再検討を要するものと考えられる。



図－3

（2）羽黒山に所在する供養塔

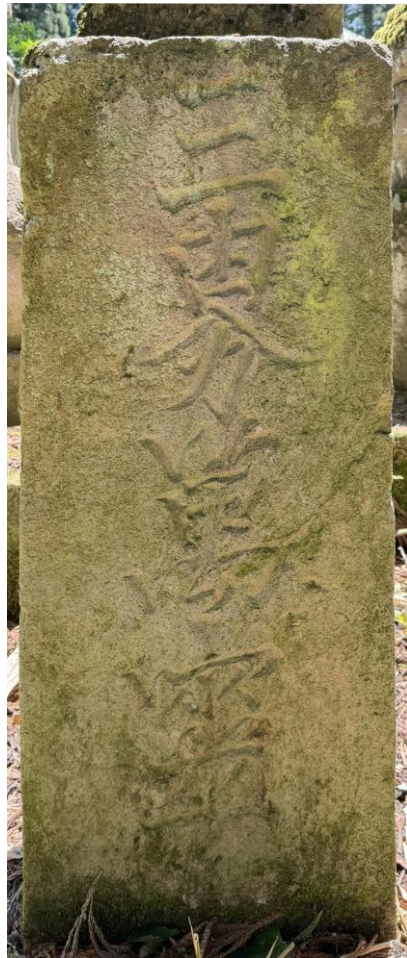
両親に対する供養の意味合いで建立されたというものである。状態は図－4に示すとおりで、図－5のとおり四方に文字が刻されている。**慶安二（1649）年**の建立なので、377（2026－1649）年も経過しているが、いずれも、行書体の大きな文字で風化がほとんど見られない。正面刻銘最下部の蓮華は、肉厚で見事な出来栄である。

また、位置や周辺状況は図－6のとおりである。

本体の右面



背面



正面



本体の左面



図 - 4

本体の右面

有無二縁

背面

三界萬霊

正面

真金院殿花栄常蓮大居士

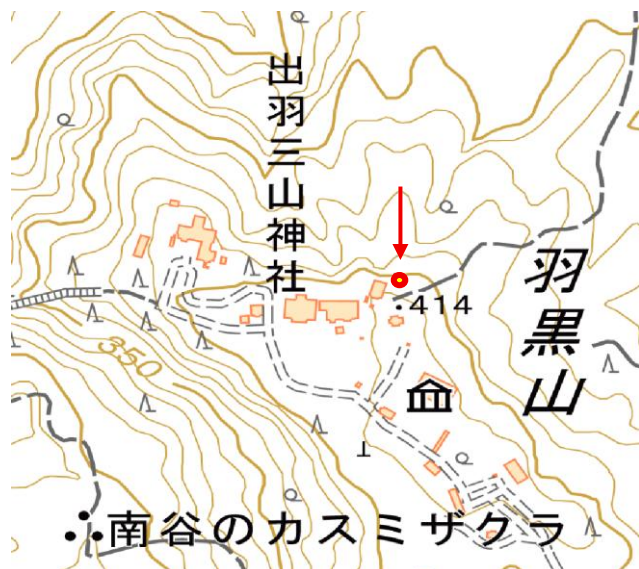
慶安二天陽未三

照高院殿法輪旭秀大姉

本体の左面

施主 天宥敬白

図－5



図－6

少し気になるのは、年紀の箇所である。「慶安二天」は、そのまま慶安二年、すなわち 1649 年と読むのが自然である。ただし、慶安二年の干支は己丑であるから、刻銘中の「未」は年干支を示すものではない。

一方、十二支は年に限らず、月・日・時刻・方位にも配当される。このうち月配当において「未」は旧暦六月に当たる。また、旧暦六月は、夏至を含む午月の後を受け、陽気の余勢がなお盛んな時季である。したがって、刻銘中の「陽未」は、年干支ではなく、「陽気の盛んな未月」、すなわち旧暦六月を示す表記と解することができる。

この理解に立てば、本年紀は「慶安二年六月三日」と読むことになる。もっとも、「陽未」という表記は通常の年紀表記としては特殊であるため、現段階では一つの解釈として提示し、今後、同類例の確認を要する。

（３）岩根沢と羽黒山の対比

岩根沢側の墓石、以下「前者」という墓石では一般的な戒名が用いられているのに対し、羽黒山側の墓石、以下「後者」という墓石では院号を冠している。両者に共通する点は、戒名の配置である。すなわち、本体から見て左側、すなわち向かって右側に女性、すなわち母の戒名を配し、本体から見て右側、すなわち向かって左側に男性、すなわち父の戒名を配している。

この配置については、古来の文化的風習である「左上右下（日左月右）」^{にっ きげつう}思想からの単純な男女の上下関係として見ることはできない。本塔の頭部には胎蔵界大日如来と金剛界大日如来を表す梵字が対比的に刻まれていることを踏まえれば、あえて胎蔵界を本体左側、すなわち向かって右側に置く宗教的構成が意識されていた可能性がある。

その場合、女性、すなわち母の戒名が本体左側に配されていることは、単なる性別配置ではなく、胎蔵界のもつ包摂・母胎・生成の象徴性と響き合うものとして理解できる。一方、男性、すなわち父の戒名が本体右側に配されることは、金剛界のもつ智慧・堅固・働きの象徴性に対応する構図とも見得る。

したがって、本件配置は、男女を機械的に左右へ振り分けたものではなく、胎蔵界・金剛界の両界思想を背景とし、母を胎蔵界側、父を金剛界側に配するという、宗教的象徴性を帯びた構成であった可能性がある。後記の『補完－４／金胎の配置』を参照されたい。

前者の年紀は「寛永十年」すなわち 1633 年、後者は「慶安二年」すなわち 1649 年であり、前者の方が 16 年古い造立となる。

また、後者は墓石というよりも供養碑と称する方が適切であろう。

両者に共通する意匠として、蓮が描かれているが、それは花卉というよりも、むしろ蓮の実を表したものと見受けられる。蓮の実は、花が咲いた後に結実するものであることから、ここには完成・成就・完結の意味が込められている可能性がある。すなわち、死を単なる終焉としてではなく、人生の結実、さらには死後の大往生へと連なるものとして観想していたとも解される。

ところで、「だい」の発音に対する文字として、前者は「太」とも見えるが、大の下部のチョン（点）は姉の右上のチョン（点）であると判断でき、したがって、「大」である。「大姉」は女性戒名に付される位号・尊称である。

なお、羽黒山中腹の南谷には天宥自身に対する供養塔があるとされるため、後日調査を行う予定である。

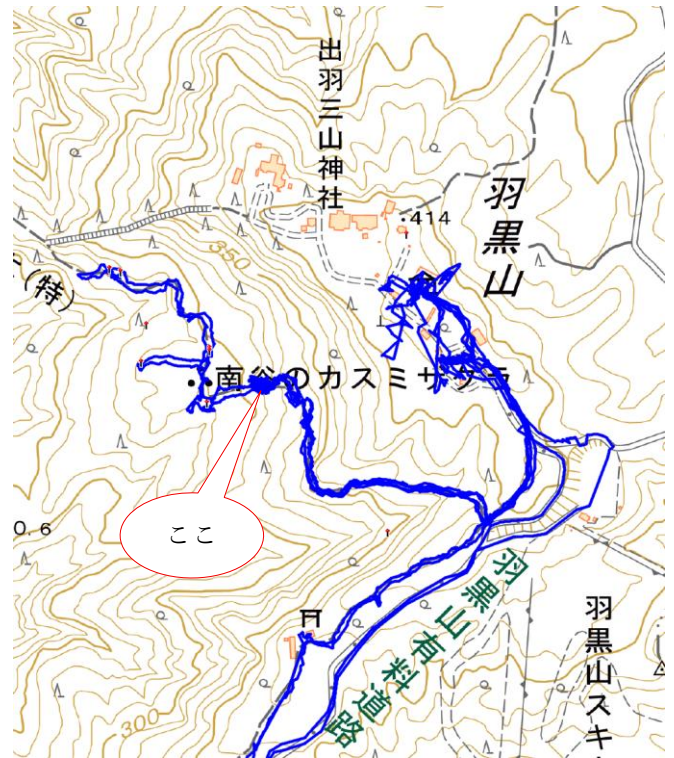
第二節 天宥に対する供養・顕彰碑

1. 羽黒山南谷供養地

これまで、天宥の両親に対する供養の意味を含めた石碑を取り上げてきた。その延長として、次に関心が向かったのは、天宥本人に対し、後世の第三者が供養の意図を含めて建立した石碑である。両親への供養から、本人への供養へ——関心は自然にそこへつながっていった。思い返せば、約30年前、羽黒山南谷を訪れた際、小高い平坦地に供養碑が所在していたことを記憶していた。

そこで、2026（令和8）年5月18日（月）、あらためて現地に足を運んだ。

所在場所は図－7、石碑群は図－8のとおりであり、同図中、矢印をもって示したものが本稿で対象とする石碑である。



図－7



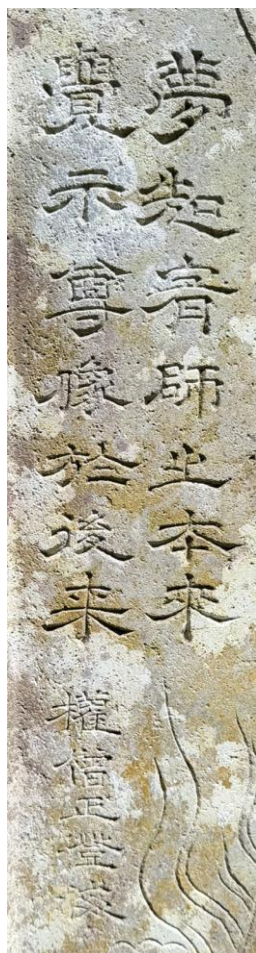
図－8

(1) 江戸期のもの

前記図－8㉗㉘を拡大し、刻銘を図－9a・bに示す。

㉗

正 面



夢知有師之本来
覺示尊像於後來

權僧正澄海

澄海は
79代別当



〔地藏菩薩毛刻〕

背 面



當山別當職執行者五十世也豆州大嶋而
延宝二甲寅十月廿四日八十一歳示寂
文政六癸未十月 權僧正覺諄建立
安政五戊午十月刻

覺諄は
75代別当

図－9a

『祭事報告』によれば、文政六（1823）年、第 75 代別当覺諄は、東叡山輪王寺を通じて幕府に天宥の赦免を願い出たが、許されなかった。そこで幕府を憚り、天宥の命日である 24 日が地蔵菩薩の縁日に当たることから、石に地蔵菩薩像を刻み、南谷の宥俊別当の墓の側に祀った。そして同年 10 月 22 日、天宥別当 150 回忌を営んだという。

ここで、当該石碑の刻銘を確認する。まず背面には、

「當山別當職執行者五十世也 豆州大嶋而 延宝二甲寅十月廿四日 八十一歳示寂」

とある。これは、天宥が当山、すなわち羽黒山の別当職を執行した第 50 世であり、伊豆国大島において、延宝二年甲寅、すなわち 1674 年 10 月 24 日に、81 歳で示寂したことを示すものである。

続く、「文政六癸未十月 権僧正覺諄建立」

は、文政六（1823）年 10 月、権僧正覺諄、すなわち第 75 代別当が建立したことを示す。前記『祭事報告』の内容に照らせば、この時に地蔵菩薩像を毛刻し、天宥供養のために祀ったものと理解される。すなわち、この石碑においては、地蔵菩薩像の毛刻と建立は一体の行為であったとみられる。

次に、背面に見える、「安政五戊午十月刻」の意味である。これについては、正面の刻銘と合わせて読む必要がある。

正面には、全体として地蔵菩薩の姿を表した毛刻像が明瞭に残存している。加えて、左端に、

「夢知宥師之本来 覺示尊像於後來 権僧正澄海」

と刻まれている。

前出『祭事報告』によれば、嘉永二（1849）年、第 79 代澄海別当も天宥の赦免願を出したが、これも許されなかった。その後、安政五（1858）年 7 月 19 日の夜、澄海別当は、天宥が本来、地蔵尊の化身であると霊夢に感得した。そこで、覺諄別当が建立した地蔵尊像の脇に、この文字を刻んだとされる。

したがって、背面の「安政五戊午十月刻」は、文政六年建立時の年紀ではなく、正面左端に追加された「夢知宥師之本来……」の銘文を、安政五（1858）年 10 月に刻したことを示すものと理解される。すなわち、天宥を地蔵尊の化身として感得し、その尊像の意味を後世に示すために加えられた宗教的表現である。

また、前出の出羽三山歴史博物館学芸員から見せていただいた『覺諄別当日記』によれば、文政六（1823）年 10 月 22 日、「天宥師 150 回忌」に当たり、辰刻より一山総出で伽陀回向、法華一部読誦等の法要を行い、餅と蒸し飯で饗応した旨が記されているという。

前記図－8 写真において①

⑦と一体のもの



執行しゅぎよう
天宥

図－9b

ここで年忌を確認すると、天宥の示寂を延宝二（1674）年とすれば、文政六（1823）年までは満 149 年である。しかし、仏教の年忌では亡くなった年を一回忌として数えるため、文政六年は天宥 150 回忌に当たり、年紀上も整合する。

なお、年紀以外で留意すべき点として、碑文には「豆州大嶋」とある。一方、天宥については一般に新島流罪・新島示寂とされるため、本稿では、ひとまず「碑文上は豆州大嶋とある」として扱うこととする。後述するが、後に、実際は新島であることが判明している。

さて、図－9b（図－8㉔）は、図－8㉓の石碑と一体のものとみられる。すなわち、㉔には『執行 天宥』以外の刻字が認められないことから、地藏菩薩毛刻の石碑と同時に建立されたものと考えられる。

（2）昭和期のもの

刻銘については図－10 のとおりであり、特段の註釈を要しない。なお、墓参講との関連については要点を第三節に後述する。

前記図－8㉓



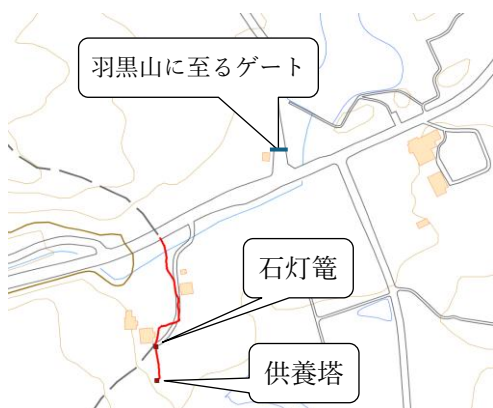
図－10a



図－10b

2. 荒澤寺境内

対象とする 2 箇所場所等は図－11・12 のとおりである。



図－11



図－12

（１）聖之院境内の石灯籠

延宝二年の没後、延宝四（1676）年に、寿命院と真田七郎左衛門の連名で天宥の位牌を別当寺の内道場に安置したいと願い出たが、東叡山からの回答は不可であった。

そこで、延宝八（1680）年七月、石碑にすることを憚り、図－13 に示す石灯籠を建てたという。柱（軸部）の文字は風化が進んでいたものの、事前に刻銘内容が開示されていたため、その情報を手掛かりとして、現地で一字ずつ文字をなぞりながら確認することができた。なお、柱は過去に一度倒壊したものとみられ、下部の地輪と上部の受鉢との接続部には、現代の簡易なコンクリートによる補修痕が確認される。



図－13a

北（正面）	西面	南面	東面
延宝八庚申天七月□日 □□	為末世一燈也	正大僧都法印天宥 法印 俊政 尊靈	我見燈明佛 本光瑞如此

図－13b

（２）仏供養場の石碑

前記石灯籠のわきを南側に入り「月美橋」を渡った先の護摩道場内に建立されており、設置状況は図－14a・b のとおりである。文字の刻されている面について同図 c に示す。上から見た平面視において、円形に見える部分は最上部の石であり、正方形に見える部分はその下部の台座である。なお、台座については、四面それぞれに刻字が施されている。

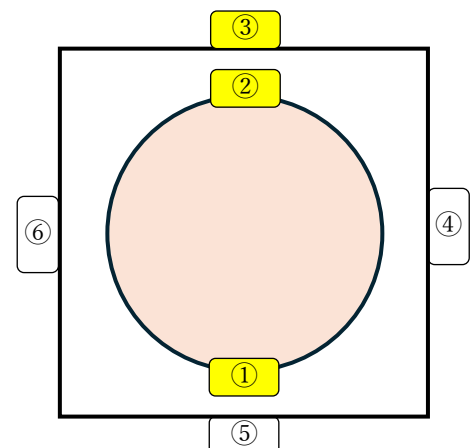
刻銘は図－15 のとおりで、享保四（1719）年、弟子の経堂院精海は、天宥および苦楽を共にした 15 人の名を刻んだ供養塔を建てたという。



図－14a



図－14b



図－14c

③台座西面



②背面



①正面



享保四己亥天
經堂隱士
孝弟慈恩院精海
十月二十四日
立 造

延宝二甲寅天十月廿四日
豆州大嶋寿八十一歳寂

正大僧都執行法印天宥

図-15

3. 羽黒山・手向一天宥社

天宥は、延宝二（1674）年、新島において没した。その後、長く悲運の別当として記憶されてきたが、没後 194 年を経た明治元（1868）年正月 15 日、天宥に対する罪は、ついに赦免された。

これを受け、関係者の間では、天宥を祀る社の建立が進められた。明治 13（1880）年には、天宥を神として祀り、社殿を建立することが許可され、明治 17（1884）年、旧地藏堂を修復して「天宥社」としたと伝えられる。なお、この地藏堂は、弘化三（1846）年、第 75 代別当・覚諄が天宥の冥福を祈るために造立した荒澤延命地藏大菩薩に関わる堂であったとされる。

その後、天宥社は、昭和 29（1954）年 8 月 18 日の台風により屋根が大破したため、神霊は一時、東照宮へ遷された。翌昭和 30（1955）年、社殿は現在の竹之院跡へ移築された。さらに、平成 4（1992）年には、翌平成 5（1993）年に迎える羽黒山開山千四百年の記念事業に先立ち、現在の天宥社社殿が再建された。現在、天宥社は、図-16 のとおりで、羽黒山第五十世執行別当天宥法印を祀る社として、羽黒山頂に鎮座している。

また、社前入口の燈籠は、天宥法印の墓所が所在する――後述――東京都新島村から、昭和 63（1988）年 6 月 7 日に奉獻されたものである。これは、羽黒山に祀られる天宥と、その終焉の地である新島とを、今に結ぶ具体の証しというべきものである。



図－16a



図－16b

第三節 （東京都）新島との関わり

2026（令和8）年5月26日（火）から27日（水）までの一泊二日で、新島村を訪ねた。図－17中の青色実線は、現地におけるGPSトラックログである。まず芭蕉像と天宥の墓所を訪れたが、日差しが強く、墓石面に影が生じて十分な確認・撮影ができなかったため、同日夕刻にあらためて訪問した。以下、現地で確認した要所と、その概要を記述する。

引き続き、新島村博物館を訪ねたところ、あいにく臨時休館中であり、「これはしくじったなあ」と思った。しかし、幸いにも入口の扉が開き、館内に入ることができたところ、^{かいだもえひろ}開田萌弘主任が快く対応してくださった。そこで、思いもよらず、新島観光協会作成の『新島歴史散歩』を頂戴することができた。

さらに、役場の教育委員会にも足を延ばしたところ、小川課長から流人墓地を案内していただいた。同所は、一人で訪ねたならば所在を容易に見いだし難い場所にあり、確認までに相応の時間を要した可能性がある。現地の方々の親切な案内によって、限られた滞在時間の中で貴重な確認を行うことができた。

1. 天宥の墓

新島村の公式資料によれば、新島には寛文8（1668）年から明治4（1871）年までの204年間に、男女合計1,333人が流罪となったとされる。**その第1号**（後掲の図－21a）が、**出羽三山中興の祖とされる天宥法印**である。

（1）新島における同墓の現況

図－18に示すこの場所は「坊が原」と呼ばれ、「流人墓地」とは別に流罪となった僧侶の場所であるという。この場所に新しい天宥の墓石が建立されており、向かって、**左端㊸が「天宥の墓」**である。

また、刻銘は図－19のとおりである。

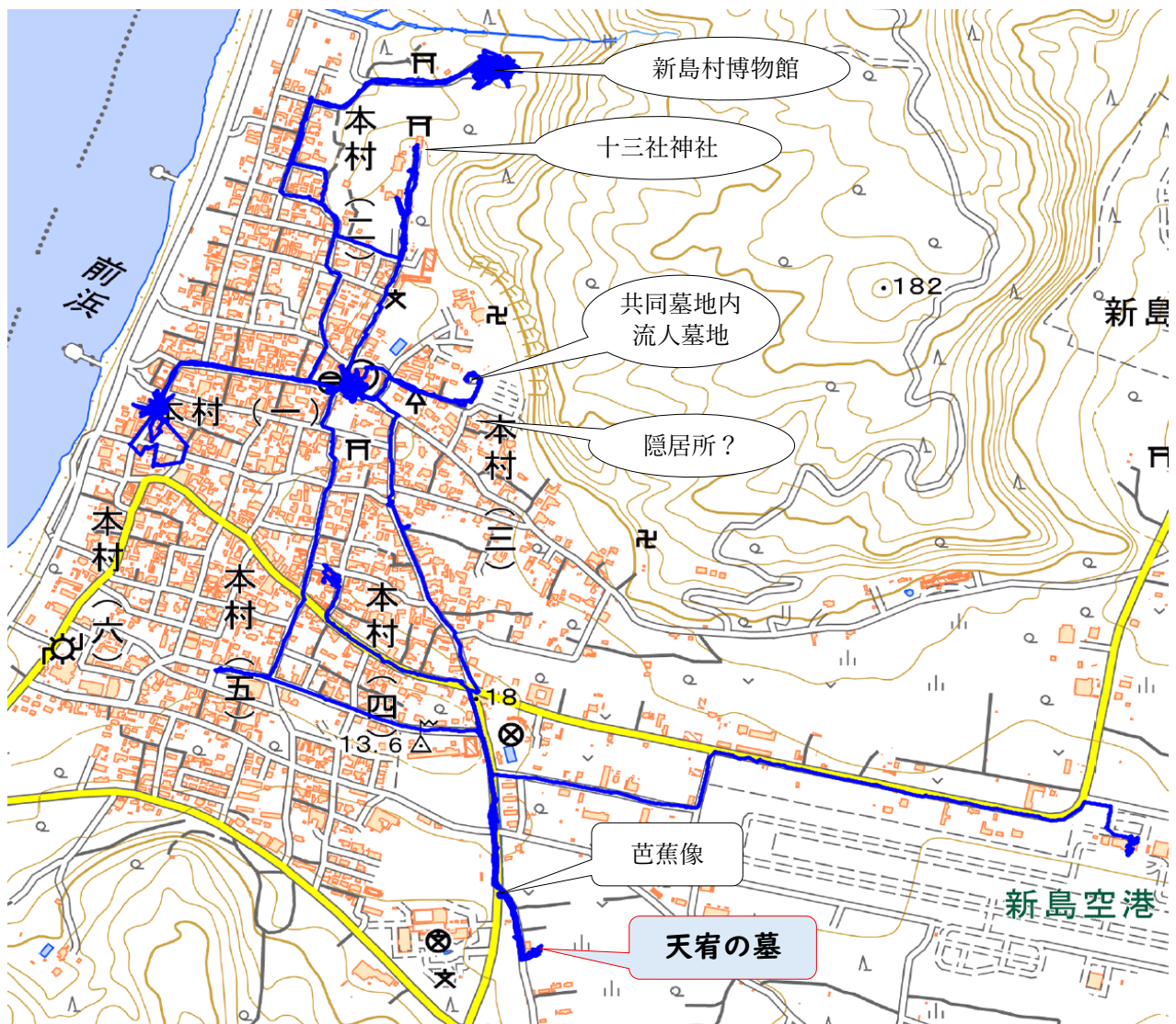


図-17



図-18

正面

背面



別当執行

羽黒山

寶前院天有法印墓

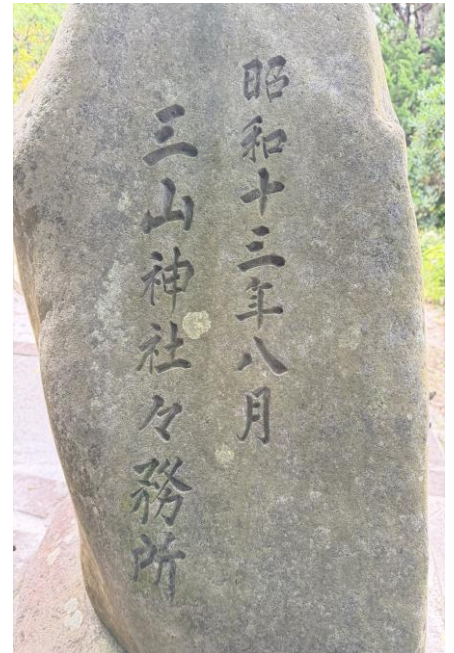


図-19

図-20 のとおりに 19 本の板塔婆が立てられている。



図-20

（２）流罪に至る経緯

後述の顕著な功績を今に残す一方で、次の事由・背景等から最終的に流罪に処せられ、新島に流された。なお、その時は、大乘坊というもう一人の僧侶と二人であったという。

- ・従来の山内秩序を改める強力な改革への反発（訴えの基本背景）
- ・宿坊・霞場・布教地域の統制による既得権との衝突
- ・羽黒山の天台宗化と東叡山を後ろ盾とした支配再編
- ・湯殿山四ヶ寺を羽黒山の支配下に置こうとした争論と敗訴
- ・庄内藩との対立・境界争い
- ・別当職の後継問題

寛文八（1668）年、75歳の高齢で新島に流された天宥は、梅田茂兵衛宅の隠居所に住み、足掛け7年、81歳で亡くなるまで、島を統制していた地役人で十三社神社の神主（宮司）である前田家に頻繁に出入りし世話になっていたという。

（３）天宥墓所の確認と、供養・友好交流への展開

a. 「大島終焉」伝承を正した新島墓所の確認

天宥法印の配流・終焉地について、羽黒山に現存する石碑には、「當山別當職執行者五十世也 豆州大嶋而 延宝二甲寅十月廿四日 八十一歳示寂」と刻まれている。この「豆州大嶋而」の刻銘が示すとおり、羽黒山側では、天宥は伊豆の大島において入寂したものと長く伝えられてきた。

しかし、天宥の配流先は、実際には新島であった。配流先が長年、伊豆の「大島」と理解されていたため、墓所は長く不明のままであったが、幾度かの調査を経て、大正15（1926）年秋、新島において天宥墓所が確認されたとされる。なお、昭和2（1927）年とする説もあるが、これは、墓所が現地で確認された時期と、その事実が関係機関において整理・記録された時期との差に由来する可能性がある。ただし、現時点において、その経緯を直接示す資料は確認できていない。

b. 墓碑建立と墓前供養の継承

新島において天宥墓所が確認された後、**昭和13（1938）年4月**、出羽三山神社の遠山正雄宮司と大川禰宜は、あらためて関係地を調査した。まず大島を再調査したものの墓所を確認できず、その後、新島に渡って役場を訪れた。この時、対応した収入役の前田長八氏から古文書「新島流人帳」が示され、そこには、出羽国羽黒山から流された二人の名が記されていたという。

さらに、前田氏の案内により墓所を確認したところ、天宥法印と記された塔婆が見いだされた。これにより、天宥墓所が新島に所在することは、出羽三山神社側においても改めて確認されたのである。

この時確認された旧墓石は、高さ60cmほどの直方体の石塔で、文字は判読し難く、中ほどで斜めに割れていたと伝えられる。一方、天宥を預かっていた梅田家では、長年にわたり卒塔婆を供え、供養を続けてきたという。昭和13年の確認時にも、正月の卒塔婆が供えられており、そこには「天宥法印」の文字がはっきりと記されていたとされる。こうした継続的な供養があったからこそ、墓所の確認は可能になったのである。

そして**同年9月、羽黒山祓川の自然石が新島へ運ばれ、天宥法印の墓碑が建立され、墓前祭が行われた。**これは、長く「大島終焉」と伝えられてきた理解を正し、天宥の終焉地である新島に対して、羽黒山側から供養の心を具体の形として届けた象徴的な事業であった。

その後、新島の天宥墓所においては、毎年6月8日頃、「天宥法印墓前祭」が斎行され、供養の伝統が受け継がれてきたという。墓前祭では、出羽三山の修験の伝統を伝えるほら貝の音を合図に式が始

まり、祭詞が奏上され、松尾芭蕉による天宥追悼の句文も読み上げられる。芭蕉は、天宥の入寂から15年後に羽黒山を訪れ、当時の別当代の依頼を受けて、天宥を悼む句文を詠んだ。その句文は、「其の玉や羽黒にかへす法の月」という句で結ばれている。

c. 墓参講の結成と友好交流への発展

こうした墓所と墓前供養の継承を背景として、昭和51(1976)年、羽黒山の門前町である手向の氏子らにより、「天宥別当墓参講」が結成された。翌昭和52(1977)年6月には、結成後の墓参講が本格的な定期墓参として新島を訪れている。前掲図-10はこれを記念したものである。手向住民による組織的な慰霊が具体化するとともに、新島島民との交流の基盤が築かれた、象徴的な黎明期に当たる。

墓参講による継続的な往来と墓前祭への参列は、やがて天宥供養の枠を越え、羽黒と新島との地域間交流へと発展した。そして昭和59(1984)年、旧羽黒町と旧新島本村との間で「友好町村盟約」が締結されるに至った。その絆は、現在の鶴岡市へと受け継がれている。

参考に、新島観光協会の文書(2021年作成)———^(※) 当時の墓石は高さ60cmほどの直方体の石塔で文字は分からず、しかも、中ほどで斜めに割れていた。しかも、天宥を預かっていた梅田家では、

確認されるまでの^{原文ママ}265年間(1938-1674+1=265)にもわたって、今から数えると、なんと^{原文ママ}347年間(2021-1674=347)、卒塔婆を供え供養を続けてきた。今の時代、自分の親戚の50回忌の法要を行う家も少なくなってきたが、この時も、正月の卒塔婆が供えてあり、そこにははっきりと天宥法印の文字があった。そして、同年9月に羽黒山祓川の自然石を新島へ運び、天宥の墓碑を建立し墓前祭を行った。——

(※) 関連で図-18中の◎がとても気になっている……。『補完-7』に別記する。

(4) 流人第一号

前出開田主任のご厚意で「新島流人帳」の関係部分を入手できた。図-21aは流人帳の最初の部分で最初に宝前院、すなわち天宥が記述されている。一緒に流された大乘坊も記され、同じく「出羽國羽黒山」と明記されている。なお、同bは前記図-18中の③・④に当たる墓碑で、天宥とは無関係とみられる流罪者の墓である。現地で刻銘を確認した。

流罪の理由を示す「御料良従ト公事出入」を要約しておく。ここにいう「公事出入」とは、江戸時代における訴訟・争論を指す語であり、とりわけ土地境界や権利関係等をめぐる民事上の紛争について用いられた語である。したがって、本記載は、天宥が、羽黒山

伊奈兵右衛門様御支配
流人党
寶前院 | 寛文八申年四月流罪・延寶二寅年十月二十四日病死・出羽國羽黒山・御料良従ト公事出入
大乘坊 | 寛文八申年四月流罪・元禄元辰年九月御赦免・出羽國羽黒山・御料良従ト公事出入
日養 | 元禄四未年七月流罪・元禄六酉年六月二十八日病死・御料不受布施
了學院 | 元禄四未年七月流罪・元禄四未年九月二十六日病死・御料不受布施

図-21b

図-21a

をめぐる宗教上・領域上の問題に関し、御料に関係する者との訴訟・争論を理由として、新島へ流されたことを示すものと理解される。

ただし、「御料良従」のうち「良従」が何を指すのかについては、現時点で確定的な解釈を与えることはできない。また、後年の史料に見える、増川郷の御料十一ヶ村および私領十四ヶ村と羽黒山領麓町手向村との野山境論は、羽黒山領と周辺村々との間に領域をめぐる争論が存在したことを示すものであるが、享保十三（1728）年の史料であり、寛文八（1668）年の天宥流罪の直接原因となった事件そのものと断定することはできない。

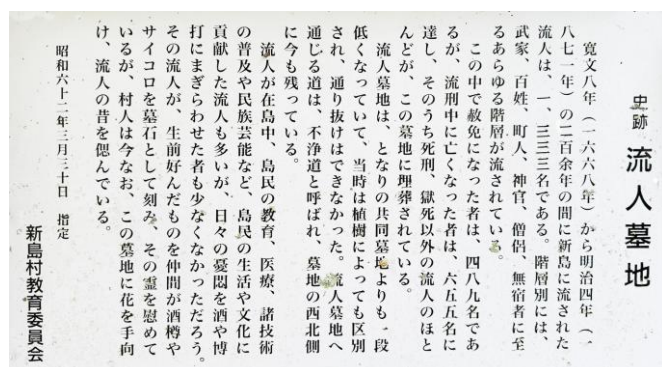
なお、天宥とともに新島へ流された大乘坊についても、流罪帳には同じく「御料良従ト公事出入」と記されている。大乘坊は、単に同時期に流された人物ではなく、天宥と同じ争論に身を置き、その側に立って処分を受けた人物であったとみられる。天宥が遠島へ向かうとき、その運命を同じくした者がいたという事実は、改革の道が孤独でありながらも、決して一人だけの歩みではなかったことを静かに物語っている。

2. 流人墓地

図-22 のとおり、流人墓地は村有地である共同墓地の一角に所在する。島民の墓所より一段低い場所にあり、当時は島民墓所の側から直接行くことができず、西側から通路が設けられていたという。現在でも、その名残を留めている。今では老人クラブが交代で清掃し、羽伏浦の白い砂を敷き詰めている。およそ 100 平方メートルの区域に 110 基ほどの墓が並び、施主名はなく、流人仲間が建てたものとされている。なお、新島村資料によると、寛文八（1668）年から明治四（1871）年までの 204 年間に 1,333 人が記録されているという。

本稿で流人墓地を取り上げたのは、新島に流された流人の多くが、この場所に葬られたとされるためである。ただし、流人の墓はこの一箇所に限られたものではなく、島内の複数箇所に散在していたとも伝えられる。また、本稿は、この流人墓地を天宥の最初の墓所と断定するものではない。

冒頭記述の『祭事報告』資料には、天宥の墓地について、「墓地は本村新原の小高い森の中にあり、そこに二尺くらい……この御墓だけは一般流人墓地と異なり……」との記述が見える。これは、天宥の墓が、一般の流人墓地とは別格の扱いを受けていたことを示す重要な記述である。もっとも、ここにいる「本村新原の小高い森」が、現在のどの地点を指すのかについては、筆者において、なお特定に至っていない。したがって本稿では、現地で確認した流人墓地を、新島における流人供養の主要な場所として取り上げる一方、天宥墓所の旧記載地との関係は、今後の確認課題として残しておくこととする。



島民の共同墓地

図-22a



図-22b

第四節 天宥の功績

天宥の功績については、様々な捉え方と記述があり得る。本節は、そのすべてを網羅しようとするものではなく、これまで筆者が接してきた史跡や資料、さらには現地での確認を踏まえ、筆者自身の視点から整理したものである。したがって、ここに掲げる内容は、天宥の大きな事蹟の一端にすぎないであろう。

①羽黒山の景観と修行基盤を再生した功績

天宥の功績として、まず挙げるべきは、戦国時代の動乱を経て衰微していた羽黒山を、再び修験の霊山として整えたことである。

現在も残る 2,446 段の石段の敷設、杉の植林、不動瀧（現在の須賀の瀧）、そして南谷の別当寺造営など、現在の羽黒山を象徴する景観の造営に天宥が携わったと説明している。これらは、単なる景観整備ではない。石段は参詣と修行の道を形づくり、杉並木は霊山としての荘厳を生み、不動瀧や南谷は山中における祈りと滞在の場を整えるものであった。すなわち、天宥は、羽黒山の信仰の場としての姿そのものを再構築したのである。

②天海との結び付きと羽黒一山の天台宗帰入

天宥のもう一つの大きな功績は、羽黒山の宗教的・政治的基盤を大きく組み替えたことである。寛永十一（1634）年、当時の宥誉は、執行の継目御礼のため江戸へ上り、東叡山寛永寺を開山した天海僧正

に拝謁して交流を深めた。その後、寛永十八（1641）年、天海の弟子となり、「天」の一字を賜って天宥と改名した。そして、羽黒山を天台宗へ帰入させ、大改革に乗り出したとされる。この改革は、羽黒山を幕府と深く結び付いた東叡山寛永寺の系統に位置付け、霊山としての権威と組織的基盤を強化しようとするものであった。

③羽黒山東照宮（今は、羽黒山 東照社）と手水鉢

図-23 に示す羽黒山東照宮、現在の東照社は、羽黒山第 50 代別当天宥の働きかけによって創建されたものである。天宥は、寛永十八（1641）年、羽黒一山を天台宗に改宗し、東叡山寛永寺の末寺とした際、東照権現、すなわち徳川家康公を羽黒山に勧請することを幕府に願い出た。

この勧請には、羽黒山の格式を高めるとともに、徳川幕府との結び付きを強める意味があった。また、当時緊張関係にあった庄内藩との関係を結び直す意図もあったものとされる。天宥と庄内藩との間には対立もあったが、徳川家康公を祀る東照宮の勧請においては、両者が協力する形となった。

正保二（1645）年、東照権現の羽黒山勧請が許可され、庄内藩主・酒井忠勝によって社殿が寄進・建立された。その後、現在の東照社社殿は、元禄三（1690）年、庄内藩主・酒井忠真によって造営されたものである。

明治時代の神仏分離を経て、東照宮は東照社と改称され、現在は出羽三山神社の摂社として、徳川家康公を祀っている。天宥にとって東照権現の勧請は、単なる一社の創建ではなかった。荒廃した羽黒山を再興し、その宗教的格式を高め、幕府および庄内藩との関係の中で羽黒山の位置を確かなものにしようとする、きわめて大きな構想の一環であった。



図-23a



羽黒
東照
宮

図-23b

図-24a の手水鉢は、天宥自らが造ったものと伝えられる。同図 b に示すとおり、この手水鉢の四面には、それぞれ「釣りをする翁」「波に龍」「波と鯉に天女」「牡丹に獅子」の絵柄が施されている。なお、各面の図柄名称は、出羽三山神社の公開情報によるものである。

水を受ける手水鉢に、「波」「鯉」「龍」など水に関わる意匠が刻まれている点は、まず注目される。龍は水を司る霊獣であり、鯉は水中にあって龍門を登る変化・飛躍の象徴としても理解される。また、「波と鯉に



図-24a

天女」は、水の世界と天上界とを結び、「釣りをする翁」は仙人的・隠者的な静けさを思わせる。一方、「牡丹に獅子」は、華やかさと守護性を併せ持つ吉祥的な意匠である。

これらは、単なる装飾ではなく、神仏習合の時代における霊獣・天女・仙人・吉祥文様が一体となった意匠世界を示しているように感じられる。東照宮への奉納物である手水鉢に、清めの水、守護、瑞祥ずいしょう（よい前兆・吉兆）、天上性を重ねて表したものとみることができる。

さらに、この意匠性は、岩根沢に所在する天宥の両親に関わる墓石の絵柄とも通底している。すなわち、天宥をめぐる石造物には、実用・供養・祈り・美意識が重なり合い、石に信仰世界を託そうとする感性が一貫して感じられるのである。



図-24b

④『羽黒山縁起』の編纂と羽黒山の正統性の確立

天宥は、羽黒山の建造物や景観を整えただけでなく、その由緒と正統性を文章によって形づくる仕事にも関わったとみられる。『羽黒山縁起』の奥書には、「羽黒山別當長吏寶前院法印天宥筆」とあり、研究論文は、その成立を寛永二十一（1644）年頃とみるのが妥当であるとしている。同論文は、縁起作成を、羽黒山の歴史的な正統性と権威を示す事業であり、後世に大きな影響を及ぼしたものと評価している。すなわち天宥は、石段や杉並木をもって羽黒山の外形を再興するとともに、『羽黒山縁起』を通じて、その信仰世界の根拠と物語をも再構築したのである。

⑤出羽三山の統一を志向した両造法論

天宥は、羽黒山のみならず、月山・湯殿山を含む出羽三山全体の統一的な掌握を志向した。湯殿山には、真言宗系の四ヶ寺、すなわち表口別当の注連寺・大日坊、裏口別当の大日寺・本道寺が存在した。天宥は、これらを羽黒山のもとに帰入させようとし、羽黒山側は寛永十六（1639）年、さらに寛文五・六（1665・1666）年に幕府へ訴え出た。天宥が関与したこれらの争論は、両造法論と称される。

この試みは最終的には認められなかった。しかし、そこには、羽黒山を中心として出羽三山を一体的に統括しようとする、天宥の大きな構想が表れている。成功した功績というよりも、天宥が目指した改革の射程の広さを示す事蹟として位置付けたい。

第五節 天宥に関わる歴史年表

図（表）－25 に記載する。『天宥さん物語り』等の公開情報を参照しつつ、筆者の調査を踏まえ、主要なものを掲載する。

和暦	西暦	年齢	出来事	
文禄三	1594	1	西川町で誕生。「安中坊」という説もあるが、正確な出自は不明である。	
慶長五	1600	7	旧日月寺に出家する。	
寛永七	1630	37	羽黒山第 50 代別当に就任する。	
寛永十	1633	40	天宥が旧日月寺に両親の墓を建立する。	
寛永十一	1634	41	江戸で天海大僧正と初対面する。	
寛永十六	1639	46	湯殿山の祭祀権を幕府に訴える。「両造法論」の開始年である。	
寛永十八	1641	48	天海大僧正の弟子となり、羽黒山一山を天台宗に改宗し、東叡山の末寺となる。	
慶安二	1649	56	天宥が羽黒山に両親の供養塔を建立する。	
寛文七	1667	74	羽黒山内の反天宥派（一派）が東叡山に訴え出た。	
寛文八	1668	75	天宥法印が敗訴となり、新島へ流罪となる。	足かけ 7 年の間
延宝二	1674	81	天宥法印が新島で没する。	
延宝八	1680	—	弟子 2 名が荒澤寺境内に石灯籠を建立する。	
元禄二	1689	—	芭蕉が羽黒山で別当代会覚に依頼されて天宥追悼句文を記す。	
享保四	1719	—	弟子の経堂院精海は、苦楽を共にした 15 人の名を刻んだ供養塔を建立する。	
文政六	1823	—	第 75 代別当権僧正覺諄が天宥の供養碑を南谷に建立する。	
大正末～昭和初期			長らく所在不明であった天宥墓所が、新島で確認される。	
昭和 13	1938	—	出羽三山神社・遠山正雄宮司が、羽黒山祓川の自然石を新島へ運び、天宥の墓碑を建立する。	
昭和 51	1976	—	羽黒山門前町・手向の氏子により「天宥別当墓参講」が結成される。	
昭和 52	1977	—	出羽三山神社 天宥法印墓参講を記念した供養塔を建立する。	
昭和 59	1984	—	旧羽黒町と旧新島本村が友好町村盟約を締結する。	
平成期			新島天宥墓所の近傍に、旅姿の芭蕉像とともに天宥追悼句碑が建立される。	
2026（令和 8）年 5 月 26 日（火）から 27 日（水）までの一泊二日			著者（大沼）は新島村を訪ねた。 昭和 13（1938）年に建立された〔羽黒山・別当執行 寶前院天宥法印墓〕を参拝した。	
図（表）－25				

「天宥の生涯（本体）」を踏まえた補完的関連

【補完－1／天宥の年紀】

ここでは、諸資料の中で錯綜して見える天宥の年紀・年齢関係に焦点を絞り、現地刻銘と公開資料の記載を照合する中で得た、筆者なりの確認事項を記載する。

天宥の出自については、西川町岩根沢の「安中坊」出生説を含め、複数の説が伝えられている。ここでまず着目するのは、生年と没年齢の関係である。

前記供養石碑には、再掲すれば「……延宝二甲寅十月廿四日 八十一歳示寂」と銘刻されている。これは、近現代の研究者が整理した年齢表記ではなく、後世ではあるものの、羽黒山別当職の継承者である「権僧正覺諄」の名において建立された供養碑上の認識である点に意味がある。

天宥が没した延宝二年は、西暦 1674 年である。当時一般に用いられた数え年、すなわち生年を一歳とし、以後、正月を迎えるごとに一歳を加える年齢計算に従えば、

$1674 \text{ 年} - \text{生年} + 1 = 81 \text{ 歳}$ となる。これを逆算すれば、 $1674 \text{ 年} + 1 - 81 \text{ 歳} = 1594 \text{ 年}$ である。したがって、本碑の「八十一歳示寂」を数え年として読むならば、**天宥の生年は文禄三^{甲午}(1594)年**となる。

一方、一部の公開情報には、天宥を文禄二（1593）年生まれ、延宝二（1674）年没、享年 82 歳とする記載が見られる。しかし、文禄二（1593）年生まれであれば、延宝二（1674）年の没年齢は数え年 82 歳となり、岩根沢の供養碑に刻まれた「八十一歳示寂」とは一致しない。

また、慶應義塾大学学術情報リポジトリ KOARA 掲載論文「出羽三山の開山伝承—『羽黒山縁起』を中心として」は、天宥について、岩根沢の日月寺住職を経て三山執行となり、寛永七（1630）年に第 50 代羽黒山別当に就任し、寛文八（1668）年まで別当職にあり、延宝二（1674）年に八十一歳で遷化したと記載している。この記載は、供養碑の「八十一歳示寂」と符合する。

次に、別当就任時の年齢について確認する。一部の公開情報には、天宥が 25 歳で羽黒山別当となったとの記載が見られる。しかし、前記論文が示す寛永七（1630）年の第 50 代羽黒山別当就任を基準とし、供養碑の「八十一歳示寂」から逆算される文禄三（1594）年生まれを採れば、就任時の年齢は、

$$1630 \text{ 年} - 1594 \text{ 年} + 1 = \text{数え年 } 37 \text{ 歳}$$

となる。満年齢では 35 歳または 36 歳であり、いずれにしても 25 歳とは整合しない。

さらに、仮に一部資料が記す文禄二（1593）年生まれを採ったとしても、寛永七（1630）年の就任時には数え年 38 歳となる。すなわち、生年を文禄二年とみるか文禄三年とみるかにかかわらず、「寛永七年に 25 歳で第 50 代羽黒山別当に就任した」とする記載は、年紀上成立しない。

したがって、天宥に関する年齢認識については、現地供養碑の刻銘および前記論文の記載に基づき、延宝二（1674）年、81 歳で遷化したとする理解を基本とすべきである。また、別当就任については、寛永七（1630）年、数え年 37 歳前後で第 50 代羽黒山別当に就任したと整理するのが妥当である。「82 歳没」説および「25 歳就任」説は、少なくとも上の年齢関係とは整合しない。

以上を踏まえると、岩根沢の両親供養塔が寛永十（1633）年の建立であるならば、それは天宥が羽黒山別当に就任して 3 年後、旧縁の地である岩根沢において造立されたものとみることができ、年紀上も自然である。

松尾芭蕉の出羽三山紀行そのものについては、本節では立ち入らない。ここでは、天有法印との関わりに焦点を絞り、芭蕉が残した追悼文の意味を、必要な範囲で確認することとする。

松尾芭蕉は、元禄二（1689）年六月、『おくのほそ道』行脚の途上で羽黒山に滞在した。その際、南谷の別院において、別当代会覚、すなわち会覚阿闍梨・和合院照寂の求めに応じ、羽黒山中興の祖である天有法印の功績と、その悲運の終焉を悼む追悼文を書き残した。

現在、この真蹟^{しんせき}、すなわち芭蕉自筆の原本は、「天有追悼句 芭蕉筆」（図-h1／<https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>）のとおりで、出羽三山歴史博物館に所蔵されている。

以下は、三山大愛教会前の芭蕉句碑裏面に刻まれた追悼句文を紹介する公開ページ「無玉や羽黒にかへす法の月」所載の翻



図-h1

刻文——<https://geo.d51498.com/urawa0328/kuhi/hosomiti2/3zan.html>——を基礎とし、真蹟における訂正箇所を反映して掲げたものである。なお、本資料が「天有追悼句 芭蕉筆」として山形県指定文化財の書跡に指定されていること、芭蕉が元禄二（1689）年の羽黒山滞在中に天有をたたえる追悼文として認めたこと、文末に「元禄二年季夏」と記されていること、および所有者として出羽三山歴史博物館が掲げられていることは、山形県「山形の宝 検索 navi」により確認できる。

ただし、追悼文全文の活字化については、公的機関がウェブ上で公開した翻刻文または現代語訳は、確認できる範囲では見当たらない。ルビ打ちと現代語訳は著者（大沼）による。

芭蕉庵 青桃 拝

羽黒山別当執行^{ふぶんそう}不分叟^{ふぶんそう}（天有法印は、行法いみじききこえ有て、止観円覚の仏智才用、人にほどこして、あるは山を^{うが}穿ち、石を^{きざみ}刻て、巨霊が力、女媧がたくみを尽して、坊舎^{みざ}を築き、階を作れる、青雲^{しずく}の滴をうけて、^{かけい}笕の水とほくめぐらせ、石の器・木の工、此山の奇物となれるもの多シ。

一山^{いちざん}挙て其名をしたひ、其徳を^おあふぐ。まことにふたたび羽山開基^{再び・もう一度}にひとし。

されどもいかなる天災のなせるにやあらん、いづの国八重の汐風に身をただよひて、波の露はかなき^{便り}たよりをなむ告侍るとかや。

此度^{やつがれ}下^(拙者)官、三山順礼の序、追悼一句奉るべきよし、門生等^(門徒)しきりにすゝめらるゝによりて、をろをろ^{ざれごと}戯言一句をつらねて、香の後^て二手向侍る。いと^{はばかり}憚^{おきこと}多事になん侍る。

『無玉や羽黒にかへす法の月』

元禄二年季夏

〔現代語訳〕

羽黒山の別当・執行^(※1)であった不分叟^(※2)天有法印は、修行（執行）の力がまことに優れていることで知られ、止観・円覚^(※3)に通じる仏教の智慧と卓越した才覚を、人々のために発揮された。

山を切り開き、石を刻み、あたかも巨霊の力、女媧^(※4)の巧みな業を尽くすかのように、坊舎を築き、石段を造られた。また、高所から滴る水を受け、^{かけい} 笕^(※5)によって遠くまで水を巡らせた。石造の施設や木造の工作物など、この山の優れた景観となったものは数多い。

羽黒山全体の人々が、その名を慕い、その徳を仰いでいる。まことに天宥法印は、羽黒山を再び開いた開基にも等しい人物である。

それにも関わらず、いったいどのような災いによるものであろうか。法印は、伊豆の国の幾重にも隔てられた潮風の中に身を漂わせ、波間の露のように儚く亡くなられたとの便りが伝えられているという。

このたび私は、出羽三山を巡礼する折、天宥法印を追悼する一句を奉るよう、門徒たちからしきりに勧められた。そこで、つたないながら一句を詠み、香煙の後に手向けるものである。まことに畏れ多いことである。

(※1) 別当とは、一般に、寺社や宗教組織を統轄する最高責任者をいう。執行(しゅぎょう)とは、宗教組織における法務・寺務・祭祀・行政実務を執り行う職掌をいう。天宥が務めた羽黒山の「執行別当」(「別当執行」とも表記される)は、単なる一寺院の住職ではなく、羽黒山の宗教的権威と山内行政の実行権を併せ持つ、一山の最高統括者であった。

(※2) 天宥法印の号・尊称とみられる。

(※3) ^{しかん} 止観とは、心の動揺を静めて一つに集中する「止」と、正しい智慧によって真理を観察する「観」とを合わせた仏教の修行法である。特に天台宗において重視される語であり、「摩訶止観」の略としても用いられる。^{えんかく} 円覚とは、仏教語で、欠けるところのない完全円満な悟り、または仏の悟りの本性を意味する。

(※4) 中国故事にちなみ、天地を修復し、秩序を再建した女神をいう。

(※5) 湧水や小川の水を、竹筒や木製の樋によって必要な場所まで導くための引水設備を指す。

〔追悼句に込められた意味〕

「其玉や羽黒にかへす法の月」・・・天宥法印の御魂よ。仏法の光である月が、その魂を羽黒山へと帰してくれることであろう。山寺芭蕉記念館は、この句について、羽黒山に差す月光が仏法の力となり、天宥法印の魂を羽黒へ戻してくれることであろう、との意味に解している。

天宥は、羽黒山の再興に尽くしながら、遠く伊豆新島へ流され、その地で没した人物である。肉身としては、ついに羽黒へ帰ることが叶わなかった。その天宥に対し、芭蕉は、天空の月を単なる自然の月ではなく、魂を本来あるべき霊山へと導き返す「法の月」として詠んだのである。

本稿において確認した天宥の終焉地および墓所が新島であるという事実には照らせば、芭蕉の詠んだ「羽黒にかへす」の一句は、いっそう重い意味を帯びる。天宥の墓は遠島の地にあり、その魂は芭蕉の言葉によって羽黒へ帰される。その肉身の所在と魂の帰還との対置にこそ、この追悼文の核心が存するのである。ここに感激感動した。

本件天宥追悼文における二箇所重要な修正について、簡潔に記載しておく。

出羽三山歴史博物館所蔵の真蹟を見ると明らかであるが、一つは、前書き中の「生」を「徒」へ改めた箇所である。これにより、「門生等」は「門徒等」となる。もう一つは、句の冒頭の「無」を「其」へ改めた箇所である。すなわち、当初の「無玉や羽黒にかへす法の月」は、推敲を経て「其玉や羽黒にかへす法の月」となった。

山寺芭蕉記念館は、これを「見せ消ち」による修正と説明している。これは、元の文字を完全に消さず、訂正前の文字が見える状態のまま、修正文字を書き添える方法であるという。

さらに近年、酒田市内で、この修正に関わる書簡が発見されたという。毎日新聞の報道——2020（令和2）年6月3日付——もあるが、私が関係情報を総合して受け止めるところでは、この書簡は、芭蕉を世話した坊僧たちが修正を願い出た経緯を示すものではないかと推測される。そして、その願いを受け、芭蕉自身が追悼文に手を加え、推敲したものと理解している。

いずれにしても重要なのは、これらの修正が、後世の第三者による書き換えではなく、芭蕉自身の手によって真蹟上に残された修正であるという点である。とりわけ「無玉」から「其玉」への訂正は、亡き魂一般ではなく、遠島の地に没した天宥その人の魂を明確に指し示すものとして、追悼句の意味を一段深める修正であったと考える。

【補完－3／松尾芭蕉像】

1. 東京都新島村の松尾芭蕉句碑

設置場所は、図-h2に示すとおりである。誤解してはならないのは、この碑は、芭蕉が新島を訪れたことを記念するものではなく、新島に眠る天宥法印と、羽黒山において芭蕉が認めた追悼文とを結ぶ碑であるという点である。

昭和59（1984）年11月15日、旧羽黒町と旧新島本村は、天宥法印を縁として友好町村盟約を締結した。本碑は、その十周年——なお、1984+10=1994年は平成6年——を記念し、盟約締結の立役者であった故神林茂丸氏（三山大愛教会館長）から寄贈され、芭蕉像とともに建立された追悼の碑である。なお、像のプレートには同氏の名ではなく、「出羽三山」と刻まれている。

すなわち本句碑は、新島に眠る天宥の魂を羽黒へ迎え返すという、芭蕉の追悼世界を、天宥終焉の地において石上に顕したものと理解される。

特徴的なのは、手前に高欄状の欄干が架けられ、その内部に雲形の透かし彫りが施されている点である。これは単なる装飾というより、芭蕉像と句碑の前に一つの境界を設け、そこから先を特別な場として意識させる意匠とも受け止められる。

雲形文様は、俗世から離れた高み、あるいは清浄な世界を想起させる。したがって、この高欄は、畏れ多い芭蕉の追悼空間へ踏み入るに当たり、心身を整え、神妙な気持ちをもって向き合うべきことを、静かに促しているようにも見える。

なお、「芭蕉庵桃青」は、松尾芭蕉の正式の名乗りである。山寺芭蕉記念館の公開解説によれば、芭蕉は江戸に出た頃、俳号を「桃青」と名乗っていた。これは、敬慕していた中国の詩人李白の名を踏まえ、「白い李（すもも）」に対する「青い桃」として名乗ったものと考えられている。



図-h 2 a

芭蕉像

正面



無玉や

羽黒にかへす

法の月

元禄二年季夏

芭蕉庵 桃青 拝

図-h 2 b

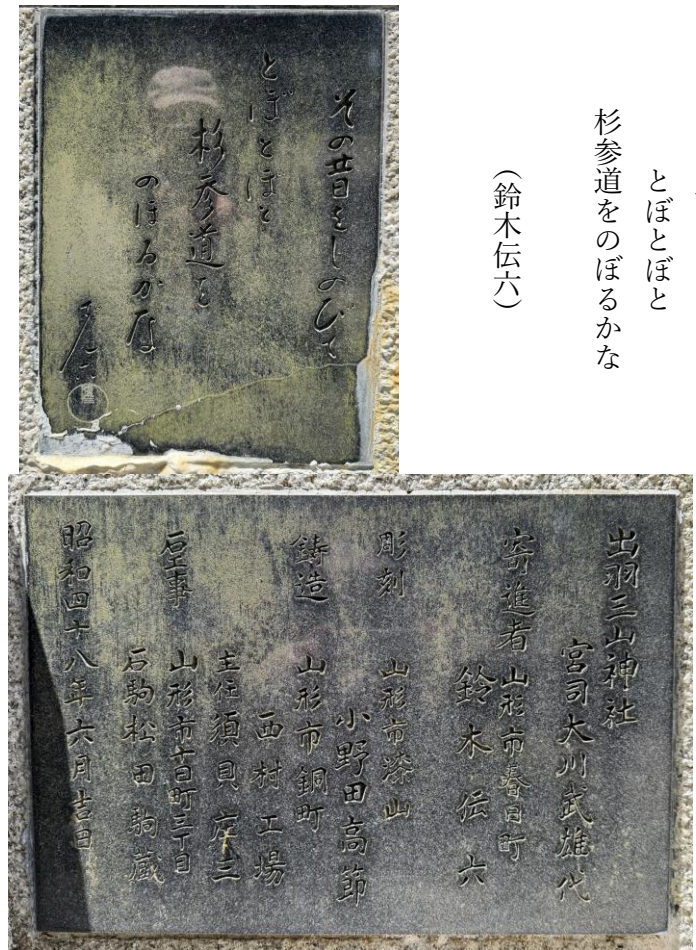
2. 羽黒山の芭蕉像

図-h 3 のとおりに天有社のすぐ近くに建立されている。

全体



プレート2枚



その昔をしのびて
とぼとぼと
杉参道をのぼるかな

(鈴木伝六)

図-h 3

【補完-4 / 金胎の配置】

岩根沢に建立した両親の墓の頭部左右に金胎曼荼羅の梵字が刻されていることから参考に記述するものである。

著者が、複数の現物確認および公開情報をもとに概念図化したところ、図-h 4 のとおりの基本配置関係が認められる。岩根沢供養碑に刻された金胎両界大日如来の梵字も、この配置関係と一致しており、同図と符合する構成にあると判断される。

後記の図-h 5 を参照されたい。ここで、中国古典思想に由来する「陰陽二元説」と、「北を背に南面す」という古来の方位観が想起される。本稿では、図 a を基底的構図とし、図 b および図 c を、そこから派生した展開形として解釈する。

このうち図 b は、古来の文化的風習に深く根付いた「左上右下」思想の基本形を示すものである。すなわち、左を上位、右を下位とみなす観念であり、**主として日（太陽）と月（太陰）の配置を通じて象徴化されてきた**。本稿では、これを便宜上、私は「日左月右（にっさ・げつう）」思想と称することもある。

その原初的な成立過程について、簡潔に整理しておく。

第一に、陰陽二元説の古典的典拠としては、まず『易経』繫辞上傳の「一陰一陽之謂道」が挙げられる。これは、陰と陽の交替と相補的な働きこそが、万物の生成変化を貫く根本原理であることを示す語である。

※1「一陰一陽之謂道」とは、一つの陰と一つの陽、すなわち陰陽の交替と相補の働きこそが「道」である、という意味である。

また、『老子』第四十二章には「道生一、一生二、二生三、三生万物」とあり、道から一が生じ、一から二が生じ、二から三が生じ、さらに万物が生じるという生成論が示される。さらに『淮南子』天文訓には、道は一に始まるが、一のみでは生成せず、分かれて陰陽となり、陰陽が和合して万物を生ずるという趣旨の記述が見える。これらの思想を、宋代において図式的・理論的に体系化したものが、周敦頤の『太極図説』である。

なお、本稿における「陰・陽」は、優劣、強弱、大小を意味するものではない。あくまでも、東西、男女、金胎兩界などの対比関係を整理するための概念的標識であり、相反しつつ相補する二つの性質を示すものである。

第二に、「北を背に南面す」という観念の古典的典拠としては、大きく二つの系統がある。一つは、『論語』為政篇の「為政以德、譬如北辰、居其所、而衆星共之」に見える北辰象徴であり、もう一つは、『礼記』明堂位の「天子負斧依南鄉而立」に見える天子南面の礼制である。

※2「為政以德、譬如北辰、居其所、而衆星共之」とは、徳による政治は、北辰、すなわち北極星が不動の位置にあり、諸星がそれを中心として巡るようなものだ、という意味である。

※3「天子負斧依南鄉而立」とは、天子が斧依、すなわち玉座背後の屏風・背飾りを背にして、南向きに立つという意味である。

前者は、徳による政治を、北辰、すなわち北極星が不動の位置にあり、諸星がこれを中心として巡る姿に譬えたものである。後者は、天子が斧依を背にして南向きに立つという、明堂における礼制上の位置を示すものである。

すなわち、北辰は天上における不動の中心を表し、天子はその中心性を地上の儀礼空間において体現する存在とされた。両者が相まって、君主は北を背にして南面することにより、宇宙的秩序と政治的秩序とを重ね合わせ、安定した統治を行うという思想が形成されたと考えられる。

もちろん、私がいうまでもなく、天宥はこれらの意味合いを総合的に踏まえたうえで、墓石にあの梵字を刻み、さらにそれを補完する絵柄を配したのであろう。梵字と絵柄は別々の要素ではなく、互いに響き合いながら、供養の意図をより深く伝えるものとして構成されたものと考えられる。

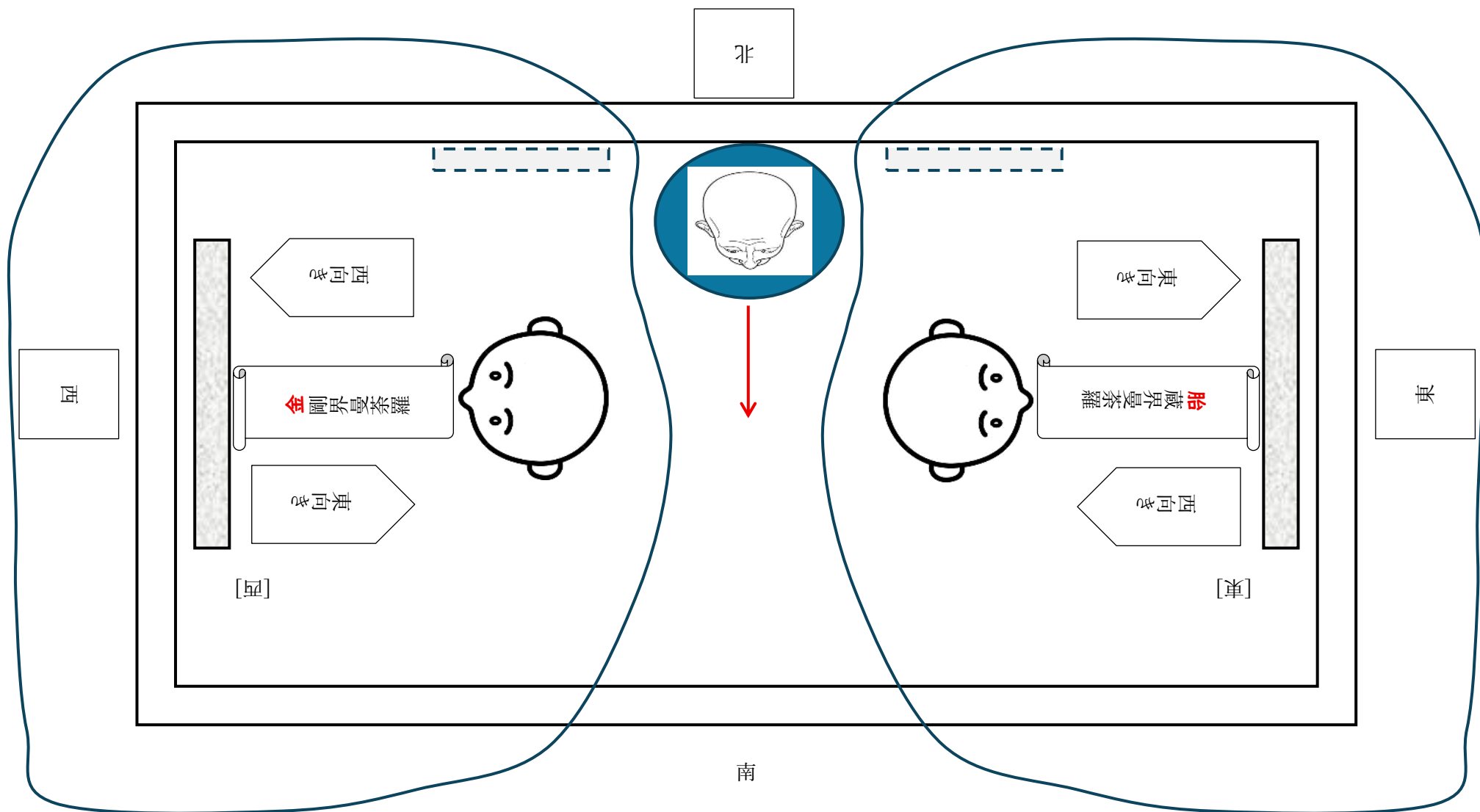


図-h 4

以上を踏まえ、本稿では、天宥の両親供養碑における戒名と金胎梵字の左右配置に着目する。

まず、動かしがたい基準として東西の方位がある。東は太陽の昇る方角であり、光と熱をもたらすことから、陰陽思想においては陽気と結びつく。さらに、基本的な方位配当と男女配当に従えば、男は陽、女は陰とされるため、東は陽気の方角、すなわち男性相と対応することになる。

一方で、太陽は単に熱を発するだけの存在ではない。東から昇る太陽は、新たな一日の始まりを告げ、光熱をもって万物を育む存在でもある。この発生・生成・養育の側面に着目すれば、東は胎蔵界の母胎的・包摂的・生成的性格、すなわち女性相とも結びつく。

したがって、天子の身体配置を基準にすれば、左手が太陽の昇る東、右手が太陽の沈む西に対応するという空間把握において、同じ「東」であっても、そこには二つの象徴的読みが成立する。一つは、日の出・光熱・陽気に基づく男性相としての東であり、もう一つは、発生・生成・養育に基づく女性相としての東である。すなわち、東という方位自体が変化するのではなく、人間が東に異なる象徴体系を重ねた結果、東は陽的側面と陰的側面の両面性を帯びることになる。よって西は逆に陰的側面と陽的側面の両面性を帯びることになる。

角度を変えれば、人間世界の「もの」や「こと」に対する解釈は、一面だけで完結するものではない。東は、太陽が昇る方角としては陽であり、男性相と結びつく。一方で、光熱をもって万物を生み育てる方角としては、生成・養育の相を帯び、胎蔵界的な女性相とも結びつく。これは、善悪や好き嫌いの問題ではなく、同一の対象が、見る角度によって異なる相を現すということである。

つまり、

○一面でしか見ない者は、それを対立・矛盾と言う。

○多面で見える者は、それを相補と言う。

○さらに深く見る者は、そこに構造を見る。

図-h5 ⇨ 東西という不動の方位に対し、中国古典思想、記紀神話的左右観、金胎両界曼荼羅の配置が、それぞれ異なる象徴体系を重ねていることを示すものである。とくに同図 a から c への展開においては、**方位陰陽では東＝陽＝男性相であるのに対し、金胎両界では東＝胎蔵界＝女性相となり、象徴配当が反転する点に留意すべきである。**なお、これは矛盾や間違いではないことを強調しておく。

「左上右下」の原義

中国古典由来の基本的方位対応

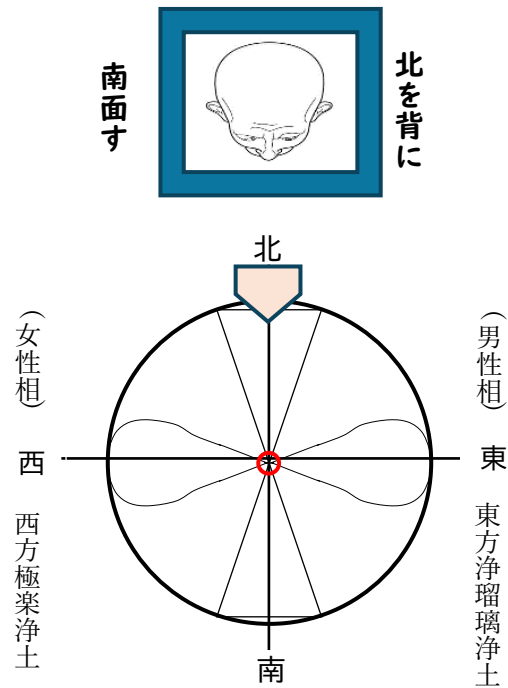


図-h 5 a

基本形

記紀由来の「左上右下（日左月右）思想」
 左目=天照大神、右目=月読命にみる左右秩序

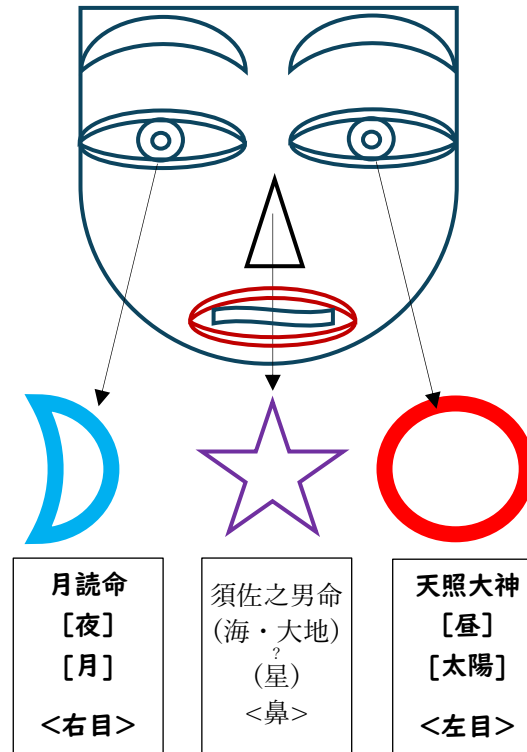


図-h 5 b

展開形／（胎左金右）

金胎两部界曼荼羅絵図配置
 （前頁図 h-4 と同相）

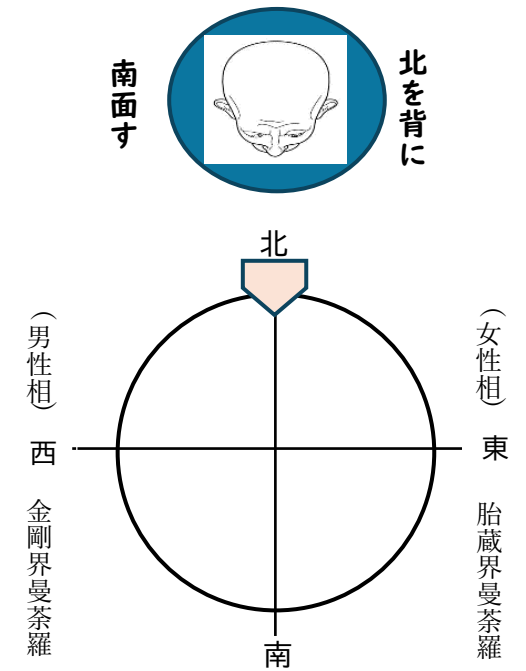
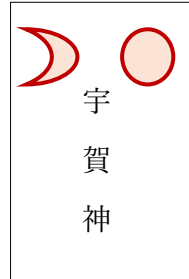


図-h 5 c

図-h5bの「左上右下思想」(日左月右)^{にっさげつう}を反映した実例を図-h6に挙げる。



頭部には、宇宙の両眼ともいふべき「日」と「月」が配されている。本尊から見て左上に日、右上に月が置かれており、これは一般的な基本形とみられる。

ところが、図-h7のとおりの前掲の天宥社前石灯籠の彫り物を見ると、日と月の配置は、この基本形とは反対になっている。単なる左右の取り違えとも考えられるが、月山信仰との関係を踏まえれば、月山の方角を意識して、あえて月を強調する配置とした可能性もある。

図-h6

神社からみた左面 (向かうと右)

西南は月山方角



月の彫り

図-h7a

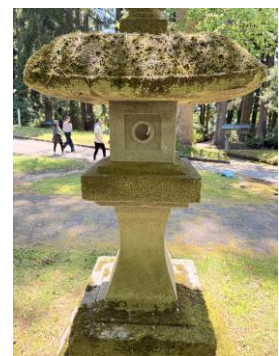
神社本体からの掘抜き



図-h7b

神社からみた右面 (向かうと左)

東北の方角



日の彫り

図-h7c

【補完－5／「天空石橋」命名のこと】

天宥に関心を持ったそもそものは、冒頭で記述した“「天空^{しやつきょう}石橋」の命名理由にある。ここでは、本件と関わる部分のみを図（表）－h8に取り上げる。

（1）発見日

2022(令和4)年9月10日（土）14時30分頃

（2）「天空石橋」の正確な意味合いは次のとおりで、この3点（3名）は切り離せない。

○気づき・発見

宮林良幸が最初に気づき、同行していた大沼香と共に発見した。

○命名

大沼^{かおる}香は、一目、天空に架ける石橋と直感し「天空^{しやつきょう}石橋」と名付けた。

○意味付け

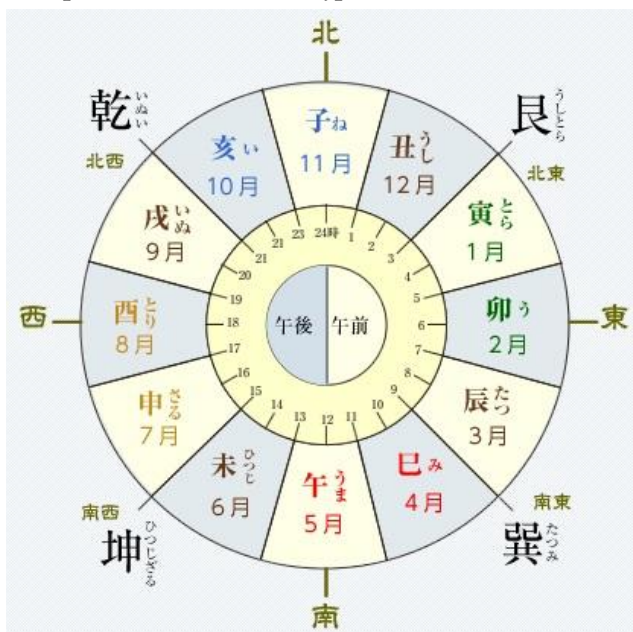
下山後、後方支援の布施範行から、もう一つの深意味として、羽黒山中興の祖『天宥』の天と、湯殿山開祖『空海』の空とを重ねる視点が示された。（天宥と空海は活躍の時代は違えども、出羽三山を語るには欠かせない双璧である。）

図（表）－h8

【補完－6／旧暦と方位と陰陽】

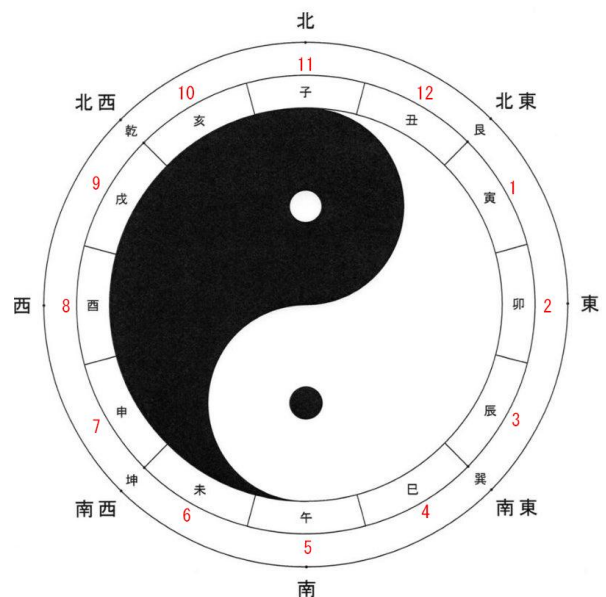
本文に記述したことに关するもの。羽黒山に所在し両親に対する供養塔に刻された年紀「慶安二天陽未三」における「陽未」の解説に关する参考として記載する。

<https://www.i-nekko.jp/>「暮らし歳時記」



図－h9a

<https://www.ameba.jp/>「ameba」



図－h9b

少し解説を加えておく。陽は亥に兆し、子・丑・寅・卯を経て次第に強まり、辰に至って陽への上昇

局面が一段落する。これに対し、陰は巳に兆し、午・未・申・酉を経て次第に強まり、戌に至って陰への下降局面が一段落する。したがって、十二支方位は、陰陽を静止した二分法として見るのではなく、陰の中から陽が兆し、陽の中から陰が兆すという、循環的な円環として理解することができる。

別の言い方をすれば、十二支方位を陰陽の推移として見ると、亥・子・丑・寅・卯・辰は、陰が深まる中から陽が兆し、次第に伸びていく側である。これに対し、巳・午・未・申・酉・戌は、陽が盛んになる中から陰が兆し、次第に深まっていく側である。もっとも、季節暦の上で陽気が最も盛んになるのは、夏至を含む午月である。したがって、ここでいう陰陽の二分は、陽の頂点を辰に置くという意味ではなく、十二支円環における陰陽転化の流れを示すものとして理解すべきである。

【補完－ 7 / 60cm ほどの直方体墓石】

図－h10a、すなわち「天宥の生涯（本体）」に記載した図－18 における◎の墓石について、補足しておく。新島観光協会作成の文書（2021 年）には、参考情報として、「**当時の墓石は高さ 60cm ほどの直方体の石塔で文字は分らず、しかも、中ほどで斜めに割れていた。……**」との記述がある。この部分が、私には非常に気になっていた。



図－h10a



図－h10b

現地で確認したところ、当該石塔の正面下部には、「信二」と思われる文字だけは比較的明瞭に読むことができた。

その他の刻字については、判読できるとは言い難く、**私の期待感を含んだ仮置き読み**である。

昭和 13 (1938) 年、元々の場所にあったとされる天宥の墓を確認したうえで、同年 9 月、羽黒山祓川の自然石が新島へ運ばれ、現在の天宥法印墓碑が建立されたという。そうであるならば、元々の墓、あるいはその墓に関係する土や遺骨が、この場所へ移された可能性も考えられる。

その意味で、同図の直方体石碑は、古い原初の墓石、またはそれに関係する石造物である可能性があるのではないかと想像している。

もっとも、この点については、現時点で確信を持てるものではない。元々の墓所の詳細な位置も、なお不明である。したがって、本書本体には断定的に書き込まず、記録と今後の確認課題という意味を込めて、ここに補完として記載しておく。

【参考－1／出羽三山史に対する気づき】

同史は、「宗教法人出羽三山神社」発行、平成二十三（2011）年三月一日の公式歴史小冊子である。

○1 同史 P112、P113～P114 を参照すると、「天宥は寛永七（1630）年、二十五歳で別当職に就いた」と明示されている。

しかし、本稿では、9 頁に記述したとおり、羽黒山別当就任年を寛永七（1630）年とする点では同史と一致するものの、天宥の生年については、供養石碑の「延宝二甲寅十月廿四日 八十一歳示寂」を重視し、1594 年頃と推定している。したがって、この前提に立てば、別当就任時の年齢は、 $1630 - 1594 + 1 =$ 数え 37 歳となり、「二十五歳」とは整合しない。

○2 同史 P115 を参照すると、「天宥は慶長十一（1606）年正月十八日の誕生で、母が観世音の信者であった……」と明示されている。

しかし、本稿では、前記のとおり、天宥の生年を 1594 年頃と推定しているため、同史の慶長十一（1606）年説とは、十二年の開きが生じ、整合しない。

○3 同史 P124 を参照すると、「延宝二年（1674）十月二十四日に遷化した。行年八十二歳であった」と明示されている。

しかし、本稿では、供養石碑に刻された「八十一歳示寂」を重視する。近世の年齢表記は、現代的な満年齢ではなく数え年で読むのが自然であるため、本稿では、天宥は延宝二年、1674 年十月二十四日、数え八十一歳で示寂したものと推定する。

以上のように、『出羽三山史』には、寛永七（1630）年の別当就任、慶長十一（1606）年の誕生、延宝二年（1674）年の遷化、行年八十二歳という記述が見える。しかし、これらを相互に照合すると、二十五歳就任、生年 1606 年、行年八十二歳の間には、年齢計算上の不整合が生じる。

一方、現地供養石碑には「延宝二甲寅十月廿四日 八十一歳示寂」と刻されており、さらに慶應義塾大学学術情報リポジトリ掲載論文にも、天宥は延宝二年、1674 年に 81 歳で遷化した旨の記述が見える。したがって、本稿では、現地供養石碑の刻銘、年忌計算、ならびに同論文の記述を重視し、天宥の生年を 1594 年頃、羽黒山別当就任時を数え 37 歳、示寂時を数え 81 歳と整理するものである。

この照合結果から見る限り、『出羽三山史』における天宥の生年・就任時年齢・行年の記述には、少なくとも年紀・年齢計算上、再検討を要する箇所があると考えられる。なお、鶴岡まちづくり塾羽黒グループ OB 会制作、出羽三山歴史博物館監修の小冊子『天宥さん 物語り』（2021 年 4 月発行）に掲載された年表は、本稿における筆者の認識と一致することを添えておく。

ところで、前記「○2 ……〔天宥は慶長十一（1606）年正月十八日の誕生で……〕」の記載についてである。この中の「十八」という数字が気になる。本文「第一節 1. 両親に対する敬慕 （1）岩根沢に所在の墓石」では、月待ちの十八夜信仰の側面から検討したが、ここでは「母が観世音の信者であった……」との関連から考えてみる。

寒河江市ホームページ「寒河江の歴史」－「十八夜観音の鞘堂」には、次のような説明があるため、要約しておく。――古くなった鞘堂を取り壊したところ、一メートルほどの自然石に、中央に「十八夜塔」、その脇に「村中安全」「卯年三月吉祥日 誠阿上人拝書 天童石工代吉」と記されていたという。また、幟には「元治二丑年奉納十八夜観世音大菩薩 公平女講中」とあったという。――要するに、ここには月待ちの十八夜信仰と観音菩薩信仰との習合が認められる。

他方、神仏習合時代における出羽三山の関係は、図（表）－h11 のとおりであった。

神仏習合時代（出羽三山大権現）			神仏分離後の現在	
山名(権現)	本地仏	三世	社名	祭神（垂迹）
羽黒山 大権現	聖観世音菩薩	現世利益を適える現在の山	いでは 出羽神社	いでは の か み うかのみたまのみこと 伊氏波神、倉 稲 魂 命
月 山 大権現	阿弥陀如来	祖霊が鎮まる過去の山	月山神社	つきよみのみこと 月 読 命
湯殿山 大権現	大日如来	生命の誕生を表す未来の山	湯殿山神社	おおやまづみのかみ おおなむちのみこと 大 山 神・大己貴命・ すくなひこなのみこと 少 彦 名 命
図（表）－h11				

本地仏から見れば、聖観世音菩薩信仰は、まさに天宥が別当となった羽黒山と直結する。また、岩根沢を参詣基点として見るならば、湯殿山も重要であるが、月山もまた強い信仰対象であったことを踏まえれば、十八夜・観音信仰の文脈は、羽黒山のみならず、月山信仰とも響き合うものと考えられる。

さらに、『出羽三山史』の、天宥の誕生日を「慶長十一年正月十八日」とする記述を踏まえると、岩根沢墓石に刻された「寛永十八月」の刻銘について、筆者の唱える「寛永十年八月」説に立つ場合、「十〔年〕」「八〔月〕」に加え、天宥誕生日の「十八〔日〕」が重なり合う。結果として、十・八・十八という数の連なりとともに、年・月・日という時間軸の符号が、観想上ひとつのまとまりとして浮かび上がるのである。なお、慶長十一^{一丙}年――1606 年という年紀そのものは前述のとおり、誤りと思われる。

もちろん、これを直ちに刻字者の意図と断定することはできない。しかし、十八夜信仰、観音信仰、羽黒山本地仏としての聖観世音菩薩、そして天宥誕生日とされる十八日が重なってくることは、少なく

とも観想上きわめて興味深い。真実・真相が何であったのかはなお不明であるが、この「十八」をめぐる符合は、本刻銘を読み解くうえで、一つの余韻を残すものである。

【参考－2／西川町資料に対する気づき】

そもそも、関心を抱いた契機は、図－h12 のとおりの西川町歴史文化資料館発刊「西川町の指定文化財」（令和7年7月）を参照してからであるが、気づいた点をメモしておく。

- 1 こちらでは、“寛永十八（1641）年”の判断であるが、私の解釈は寛永十（1633）年八月である。ただし、別記のとおり真実は不確定ということである。
- 2 “・・・天宥母の戒名は「旭秀太姉」の上に・・・。”と書かれているが、私の判断は、「旭秀大姉」と読むべきものと判断した。「太」と見える下部の点は、当該字の一部ではなく、下に続く「姉」の旁「市」の点画が重なって見えたものと考えられるためである。
- 3 “「旭秀太姉」の上には地蔵界大日如来・・・”と書かれているが、金剛界と対比するのであれば、「地蔵界」ではなく「胎蔵界」と読むべきである。
- 4 “羽黒山にある供養塔とは、戒名の配置が左右逆になっています。”と書かれているが、双方の現物を確認した私の判断は、左右の配置は同じである。



岩根沢神社の裏山の西側には、旧日月寺の歴代住職の墓があります。その墓地の一段、ほぼ中央には、羽黒山にある「天有両親供養塔」に刻まれた両親の戒名と同じ戒名を持つ供養塔が存在します。このことから、岩根沢にある供養塔も天有（てんゆう）の両親供養のために建立されたものと考えられます。

天有は、羽黒山の第五代別当（べつどう…寺社の管理者）を務めた人物です。出自については複数説があり、羽黒山に赴任する前は、日月寺の住職を務めていました。

■供養塔の建立時期の比較
 羽黒山の供養塔↓慶安元年（1650）建立
 岩根沢の供養塔↓寛永十八年（1641）建立
 岩根沢の供養塔の方が七年早く建立されています。

■供養塔の構造と特徴
 形状…石質は硬い凝灰岩（ぎょうかいがん）で、石塔正面は削った後、丁寧に研磨（けんま）されています。上部が丸みを帯びていますが、削れたような跡もあり元々の形状は違った可能性があります。

大きさ…高さ九五センチ×幅四〇センチ×厚さ二〇センチ
 装飾…供養塔の最上部には天蓋（てんがい）と二体の仏像が薄肉彫り（浅く彫る技法）されています。左側の天有父の戒名「花栄居士」の上には金剛界大日如来種子（ばん）を、右側天有母の戒名「旭秀太姉」の上には地藏界大日如来種子（ア）が彫られています（※羽黒山にある供養塔とは戒名の配置が左右逆になっています）。戒名の下には、それぞれ赤い蓮華文も彫られています。



町指定文化財第三十八号 平成二十七年一月二十四日指定

44

図-h12

【参考-3／秘するだけでは人は動かない】

ところで、今回の天有に関わる行動の中で、山形県内ある寺院の秘仏公開を拝観する機会を得た。その経験を通じ、文化財の公開のあり方について、あらためて思うところがあった。

世の中には、石碑・石仏・墓石・古道など、歴史の中に残されたものに格別の関心を寄せる人が一定数存在する。そうした人々にとって、史料や情報の公開は、単なる知識の提供ではない。現地を訪ね、

実物を確かめ、地域の歴史に触れるための入口である。したがって、史料を開き、所在を伝え、背景を示すことには、大きな社会的意味がある。

もちろん、秘仏・秘所・秘伝という言葉には、それぞれ守るべき価値がある。すべてを無制限に開示すればよいというものではない。しかし、必要以上に情報を閉ざし、一部の者だけで知識を囲い込むことは、地域の歴史文化を未来へつなぐうえで、必ずしも望ましい姿とはいえない。

「秘されているからこそ人は見たくなる」という考え方には、一面の真理がある。しかし現代においては、ただ隠すだけでは人は動かない。むしろ、少なくとも五十一%ほどの情報を事前に開示し、その意味や魅力を伝えることによって、「実際にこの目で確かめたい」という思いが生まれる。

大切なのは、すべてを見せ切ることではない。しかし、半分を少し超える程度、本体・本質の輪郭が見えるだけの情報を開く姿勢が、現地へ至る道筋をつくる。その先に、本物に接したいという自然な欲求が生まれる。史跡や文化財は、公開され、共有され、現地へ足を運ぶ人を生むことによって、新たな命を得るのである。

さらに具体策として、現地を訪れた者に対し、本体に関わる写真や詳細な解説資料を有料で頒布することも考えられる。撮影禁止には、信仰上・保存上の理由があり、それ自体を否定するものではない。しかし、拝観した者ほど、その姿を後から振り返りたい、家に帰ってもう一度確かめたい、誰かに説明したいという思いを抱くものである。

私の率直な心証としては、撮影禁止という抑圧性の中で、「秘置されているから再度行きたい」とはならない。むしろ、「肉眼で見たからこそ、その写真を手元に置きたい」と思う。そして、購入した写真を折に触れて見返すうちに、数年後、再び現物を見たくなる。記憶は記録によって深まり、記録は再訪の導線となるのである。

撮影を厳禁しながら、写真の有料頒布などの受け皿も用意しないのであれば、かえって無断撮影の温床となりかねない。今は、超小型の高性能カメラを簡単に入手できる時代である。だからこそ、ただ禁止するだけでなく、管理者が監修した写真や解説資料を正式に頒布し、来訪者の「記憶を持ち帰りたい」という自然な欲求に応える仕組みが必要である。

管理者が監修した写真や詳細解説資料を正式に頒布すれば、来訪者にとっては感動を持ち帰る記念となり、管理者にとっては保存・維持・公開活動を支える小さな財源となる。また、無断撮影や不正確な情報の拡散を抑え、正しい理解を広げる効果も期待できる。

これは単なる収益化ではない。史跡や文化財を「守る」と「開く」ことを両立させる、現実的な工夫の一つである。必要なのは、本体・本質に触れた者が、その記憶を正しく持ち帰るための道筋を用意することである。

【 む す び の 所 感 】

本稿の発端は、順序的に整理すると次の3点にある。

一つ目は、出羽三山東南西川口「高・清フレンドリー古道」域内最大の謎ともいえるべき「天空石橋」に、羽黒山中興の祖・天宥の「天」と、湯殿山開祖とされる空海の「空」とを重ねていたこと。

二つ目は、「西川町の指定文化財」(西川町歴史文化資料館発行)冊子を読む中で、岩根沢三山神社境内の墓石群に天宥の両親に関わるものがあるという記事に触れたこと。

三つ目は、天童市在住の矢野光夫氏から出羽三山神社監修の一枚もの「祭事報告」(天宥の功績一覧)を見せられたこと。

振り返って、あらためて天宥の生涯を思う。

天宥は、文禄三(1594)年に生まれ、寛永七(1630)年、数え年37歳で羽黒山第50代別当に就任した。その後、寛文八(1668)年、数え年75歳で失脚するまで、足かけ39年にわたり羽黒山別当を務めた。そして新島へ流され、延宝二(1674)年、数え年81歳で同地において亡くなった。

その没後、羽黒山の歴代別当は、折に触れて幕府に赦免を願い出た。しかし、その願いは長く許されず、ようやく明治元(1868)年に至り、天宥は赦免された。没年から数えれば、足かけ195年もの歳月が流れていたことになる。

追放された当時、天宥は一山を乱した悪者として扱われたのであろう。しかし後世の人々は、その大きな功績と人望に思いを致し、長い歳月をかけて名誉回復に努め、追悼の供養碑を建立してきた。

今日、天宥は羽黒山中興の祖として崇め祀られている。その歩みを思うとき、天宥本人の苦難はもちろんのこと、その名誉を回復し、供養し、顕彰し続けてきた後世の関係者に対しても、ただ深く頭を垂れるばかりである。

さて、いつの世においても、組織や共同体の運営には、関係者の総意を糾合することと、時機を失しない迅速な判断・行動との両立が求められる。とりわけ、長く守られてきた秩序や慣行を改める改革においては、その志が高く、歩みが力強いほど、支持と反発の波も大きくなる。天宥の羽黒山再興は、まさにその宿命を背負った大業であったのであろう。

天宥は、荒廃した霊山に再び光を呼び戻し、羽黒山中興の祖として後世に名を残した。しかし、その改革の道は山内外との対立を生み、ついには遠く潮騒の新島において生涯を閉じるに至った。栄光と挫折、そして数奇な運命は、天宥の生涯を語るにまことにふさわしい。

そこには、現代のリーダー論にも通じるものを感じる。ともすれば、リーダーとは、社屋の最上階の広い部屋から、言葉と指示だけで部下や組織を動かす存在として思い描かれがちである。しかし、天宥の場合はそうではなかったはずである。石段を築き、杉を植え、水を引き、堂舎を整える。その大事業は、現場を動かす力なくして成し得るものではなかったであろう。

しかし同時に、天宥は、ただ命じるだけの人ではなかったと感じる。自ら現場に足を運び、目で確かめ、時には手を出し、汗を流す。そのような実査と実働を伴う人物であったからこそ、羽黒山再興という大事業に魂が宿ったのではないか。

もちろん、石段を築き、杉を植え、水を引き、堂舎を整えるには、多くの人々の協力と労苦があったはずである。したがって、その功績を天宥一人に帰するものではない。しかし、その全体を構想し、動

かし、しかも自ら現場に立った中心人物として、少なくとも半分を超える部分、いわば五十一%は、天有自身の現場感覚と実践の積み重ねによるものと、筆者は推察している。

すなわち天有は、構想を描き、組織を動かし、さらに自らも実践する人物であった。現代的に言えば、まさに理想のプレーイングマネージャーともいうべき大人物である。

あれほど多くの参拝者・観光客が訪れる出羽三山の中枢である羽黒山において、天有が今なお中興の祖として慕われるゆえんを、私はこれらの石碑などを通じて、あらためて感じ取ることができた。石碑は、単なる石造物ではない。そこには、時代を越えて天有を追慕し、供養し、顕彰しようとした人々の思いが、確かに刻み込まれている。

そして、最後に心に残ったのが、新島に所在する天有の墓であった。

羽黒山にこれほど深く関わりながら、遠島の地で生涯を閉じた天有。その本人の墓前に立たずして、本稿に一つの区切りを付けることはできないと思った。そこで、思い立ったが吉日、2026（令和8）年5月26日（火）から27日（水）までの一泊二日で、新島村を訪ねた。

初めて天有の墓前に立った時の感慨は、言葉では尽くし難いものであった。岩根沢から羽黒山へ、そして羽黒山から海を越えた新島へ。これまで石碑を通じてたどってきた天有供養の道筋が、ようやく本人の墓所へと結ばれたように感じた。墓前では、般若心経、出羽三山の三山拝詞、六根清浄の大祓、祓詞を奉納し、静かに手を合わせてきた。

再興に捧げた羽黒の山を離れ、海の彼方に眠ることとなった天有。その魂に向けて、芭蕉は、
“其玉や羽黒にかへす法の月”

と詠んだ。肉身は遠島の地に留まろうとも、月の光に導かれた魂は、懐かしき羽黒の峰へ帰ってゆく。この一句には、天有の大きな功績と深い悲運、そして時空を越えて魂の帰還を願う、静かな祈りが込められている。新島の墓前に立った今、芭蕉のいう「羽黒にかへす」という言葉は、私の中で、これまで以上に重く響くものとなった。

そして、二日目、新島を離れる時、次のふつつかな短歌がふと浮かんだ。

“天有よわが背に乗りて帰りませ 出羽の羽黒山や岩根沢”

天有の肉身は新島に眠る。しかし、その魂だけでも、羽黒へ、そして岩根沢へ連れて帰りたい。その思いが、帰路につく私の中に自然に湧き上がったのである。

本件対応の間、現地への移動にはガソリン代、食事代、さらには新島へ渡るための鉄道・航空機等の交通費を要した。すなわち、一つの資料との出会いは、人を動かし、現地へ向かわせ、ささやかながらも地域に経済的な循環を生むのである。ここ一か月足らずの間に、私の目線からこのようなメモ的報告書を作成できたこと自体、その一つの証しであろう。

その意味で、今回の天有をめぐる一連の確認を経て、筆者の中で、ようやく確かな輪郭を得たように思う。空海と天有――二つの大きな存在に導かれながら進めてきた本調査は、ここに、ひとまずの区切りを迎えるものである。まことに良かったと嬉しく思っている。

【後日談】

『補完－7／60cm ほどの直方体墓石』に関することである。天宥の当初の墓ではないかと大きな期待感をもって記述したが、その後、新島村で知り合った開田主任から、次のような連絡をいただいた。「2026（令和8）年6月15日（月）、新島村文化財保護審議会を実施した。そこで、天宥法印の墓所にある小さな墓について話題に出した。現在のその小さな墓については、天宥の昔の墓ではないであろうとの意見があった。」

確かに、その小さな墓に刻まれている「信士」は、一般的な位の人の戒名に付けられるものであり、天宥とは無関係と見るのは自然なことである。しかし、もしかすると意図的に別の身分を装っていたのではないかという期待も、わずかながら抱いて書いた次第であった。

したがって、新島村現地において、天宥の初期の墓を追求することは、ここで打ち切ることにする。

この過程においては、天童市在住の矢野さんから貴重な資料を見せていただき、また、出羽三山歴史博物館学芸員・渡部さんからも貴重なご教示を賜った。おかげで、調査の歩みを進めることができた。この場を借りて、お二人に対し心より感謝申し上げる。本当にありがとうございました。

ここで次のつたない短歌がふと浮かんだ。

“一片の紙の奥より声ありて われ新島へ足を向けたり”

ここで、あらためて感謝を申し述べなければならないことがある。新島村博物館の開田萌弘主任と、新島村教育委員会の小川晋課長のご対応に対してである。

開田主任からは、臨時休館（空調工事）にもかかわらず、訪問当日に快く対応していただいたのみならず、帰宅後にも貴重な情報を賜った。また、小川課長からは、現地において流人墓地を自ら積極的に案内していただいた。

お二人には、事前の連絡もなく訪ねたにもかかわらず、ご多忙の中、親身に対応していただいた。この場を借りて、あらためて心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

(end)

天宥さん、ありがとう！

大 沼 香